

予算審査特別委員会：平成26年3月11日（開会 午前9時30分）

委員長

みなさんおはようございます。3月4日の定例会におきまして、当特別委員会に付託されました、平成26年度各会計の予算案を本日より審議してまいりますが、委員の皆様方には活発なるご質疑をお願いいたしますとともに、町理事者、または関係課長各位には、誠実なるご答弁をお願いいたしたいと存じます。私といたしましても、委員会をスムーズにそしてその結論が適切に導き出されるよう努力をしてまいりたいと思っておりますので、皆様方の特段のご配慮とご協力をお願い申し上げる次第であります。

それでは、ただいまから予算審査特別委員会を開会し、ただちに会議を開きます。ただいまの出席委員は12名で会議は成立いたします。これより本委員会に付託されました、平成26年度平取町各会計予算について審査を進めてまいります。なお、発言される場合は、委員長の指名のあとに、ご発言をよろしくお願いいたします。それではまず議案第14号平成26年度平取町一般会計予算に対する質疑を行います。質疑の順序といたしましては、はじめに歳入歳出事項別明細書から行き、続いて第2表債務負担行為、第3表地方債と進めてまいります。なお、委員会審査を進めていく上で、予算の年度別区分を明確にするため、本年度、来年度とはせず必ず平成25年度あるいは平成26年度として発言されるようお願いいたします。それでは、歳入歳出予算事項別明細書の歳入から質疑を行いますので、予算書の11ページをお開き願います。このページについて、質問ございませんか。平村委員。

平村委員

11ページの1目個人のところなんですけれども1節の現年度課税分の所得割について伺いたいと思います。この所得割の算出税額について昨年もお伺いして提出していただいたんですけれども、所得区分の給与、営業、それから農業などについて、平成24年度の実績、25年度の見込み、26年度の予算計上額について、去年も表でいただいたんですけれども、いただけるとしたらほしいのですが、よろしいでしょうか。

委員長

税務課長。

税務課長

後日、議会事務局を通じて提出したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

委員長

平村委員。

平村委員

来年度からは説明書の中につけていただけるとありがたいと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

委員長	税務課長。
税務課長	来年度以降はそのようなかたちで提出させていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。
委員長	よろしいですか。ほか11ページございませんか。平村委員。
平村委員	滞納繰越金の繰越分のことなんですけれども、税の徴収体制について決算審査のときに、税務課長に聞いたんですけれどもなかなか滞納の分が入らないのはいろいろと色々なことがあって、いまは個別訪問で集金をしていないっていうようなお話を伺ったんですけれども、やはり電話とか、あとはがきとか書類とかでやっているというふうに聞かれましたがなかなかこの滞納繰越分が多くて減っていないということで、やはりいろんな、働いていても払っていないような方が何人か決算審査のときにみえましたので、やはり預金とか給与とか年金とか生命保険とかいろいろな分野で少しずつでも払ってもらえるような体制をしないと、住民として一生懸命ね、苦しいなかでも税金を払っている方がたくさんいらっしゃいます。また、滞納のなかをみても本当に働いていても払わないような方もありましたので、その辺の不公平さをなくすためにもいろんな方法があると思いますし、なぜ個別訪問をしなくなったのか、その辺もお伺いしたいと思います。
委員長	税務課長。
税務課長	戸別訪問をしていないということではなくて、体の不自由な方、足の確保がままならない方というのはいますんで、そういう方については戸別訪問をしています。その他に先ほど委員さんもおっしゃってたんですけれども、督促状、または催告状なんかであとは電話ですね、納付状況みながら電話なんかで、督促、催告をしているという状況になってますので、戸別訪問をしていないということではありませんので、その辺はご理解をお願いしたいと思います。税なんですけれども、地方税の滞納処分に基づいて滞納処分をしているということなんです、差押え等もできる方については差押えをしている、給与または生命保険なんかも差押えしているという状況になってますのでご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。
委員長	よろしいですか。ほかございませんか。なければ12ページ、13ページ。14、15ページ。丹野委員。
丹野委員	これ去年から見ると、国有林野の交付金が増えているのと、あと、開発局交付金とか、こういうのはひも付きでどこかで使う目的でもらってるんですか。

委員長	税務課長。
税務課長	固定資産税に区分されるものなので、一般財源として使わせていただいているということです。以上です。
丹野委員	増えた理由をお願いします。
税務課長	国有林野において算定標準額が増になったということによるものでありまして、算定標準額が6億3449万6千円から6億7139万5千円に算定標準額が上がったということで、その分増になったということであります。以上です。
委員長	ほかございませんか。平村委員。
平村委員	固定資産税のところなんですけど、現年の課税分のところでは家屋と償却資産の課税標準額ですが、家屋では1億4千万、償却資産では1億5千万ほどそれぞれ伸びているんですけど、この要因は何でしょうか。
委員長	税務課長。
税務課長	家屋においては、平成25年中の新築が28棟、滅失が23棟を精査して、課税標準額を25年度当初予算に対し1億4千万程度の増と見込み算出をしています。また償却資産については24年中の北海道電力において大規模な設備投資がありましたので、その分の増収と、平成24年以前に取得した償却資産の取得後の経過年数による価値の減少を考慮し、課税標準額を平成25年度当初予算額に対し1億5千万円程度の増と見込み算出をしております。以上です。
委員長	よろしいですか。なければ16、17ページ。四戸委員。
四戸委員	3番四戸です。16ページの町民たばこ税について、伺いたいと思います。1節の現年課税分についてですが、旧3級品25年度においては、98万6060本の見込みでございました。しかしながら26年度においては121万1230本を見込んでいます。税率が25年度より高くなるにもかかわらず、消費者本数も22万4270本、全体として増と見込んでいますが、約600万円の増収は、過大な増収の見込みではないかと思われまして、その点の考え方についてお聞きしたいと思います。
委員長	税務課長。

税務課長

25年度に対して大幅な増収となっている主な要因については、平成25年4月の税率改正により都道府県から市町村へ税源移譲になったことに伴うものでありまして、25年度当初予算は、旧税率で算定したことによる増となっています。移譲額については旧3級品で1千本当たり305円、旧3級品以外では644円が道から移譲となっております。算出根拠といたしましては、平成25年度586万7千円の増のうち、税率改定による増収分が518万円となっております。残り68万7千円の増については、過去の決算状況を見ると旧3級品以外の本数が減少傾向にあるものの、旧3級品の本数が大きな伸びを示しており、24年度決算においては21年度決算の2倍の本数となっていることから、傾向としては喫煙者が価格が高いたばこから安いたばこに購入替えをしている状況であると分析をしているところでもあります。したがって平成26年度予算計上額については、旧3級品たばこで25年度決算見込みに対し3%の増と見込み、また旧3級品以外のたばこにおいては5%の減と見込み予算を計上していますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。先ほど四戸委員が26年4月から増税というのは消費税の部分で、たばこ税ではありませんので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

委員長

よろしいですか。ほかございませんか。平村委員。

平村委員

すみません、15ページなんですけども、2節の滞納繰越分のなかで滞納税額のうちどの車種の滞納が多いのかと、あと北海道ではそういう財政難の折、車の差し押さえとかいろいろなところに踏み込んでいるんですけども、町もそういう何かを考えているのかどうかお聞きしたい。

委員長

税務課長。

税務課長

滞納額が多いのは軽乗用ということになっております。詳しくは今資料持ってきていませんので、何台かというのは後ほどお答えしたいと思うんですけども、軽乗用ということになっていまして、軽乗用の差し押さえ等を考えているのかというご質問もありましたけれども、うちは集合主税でやっていますので、軽乗用を差し押さええるということは今のところは考えておりませんので、給与その他財産の差し押さえということで、ほかの集合主税の税目と同じようなことで滞納処分をしてということで考えていますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

委員長

よろしいですか。ほか、松原委員。

松原委員

松原です。入湯税のことでお伺いします。17ページ、宿泊客6300人とい

う、9か月で月に700人を見込んでいると思いますけれども、1日当たり23人を見込むとなるんですが、この積算の根拠をちょっとお伺いしたいのですが。

委員長

税務課長。

税務課長

上段の税率150円が宿泊客に対する入湯税の予算計上額となっております。7月から営業を開始するものとして、稼働率50%で1日当たり23人の宿泊者、274日分を見込み算出をしております。下段についてはですね、4月から6月までの日帰り入湯客に対する予算計上額となっておりまして、現施設での営業となりますが、1日当たり40人程度の日帰り客78日間を見込み、算出しております。なお、今定例会におけます町税条例の一部改正に伴いまして、7月1日以降は日帰り客の入湯税については、免除することとしておりますのでご理解のほどよろしく願いいたします。

委員長

よろしいですか。ほかございませんか。なければ18、19ページ。20、21ページ。22、23ページ。24、25ページ。26、27ページ。28、29ページ。30、31ページ。32、33ページ。34、35ページ。四戸委員。

四戸委員

3番四戸です。35ページ、2節のアイヌ文化博物館使用料について伺いたいと思います。25年度においての使用料については630万円見込んでいました。しかしながら26年度においては500万を見込んでいます。25年度より130万ほど減少する見込みですが、その減少する中身について伺いたいと思います。

委員長

文化財課長。

文化財課長

ただいまの質問にお答えしたいと思います。まず入館の状況ですけれども、博物館につきましては平成4年のオープンから約3万人前後、年間の入館者がありました。それは平成16年度までで、それ以降2万人台を維持してきました。ただいんですけれども、平成22年度、それから平成24年度につきましては2万人を下回る結果となっておりまして、今年度についても現在の見込みでは1万8千人程度というような入館の見込みを立てております。決算につきましても、平成21年度までは600万円以上の収入があったんですけども、それ以降については500万円台というような状況が続いておりまして、そういった決算の状況を踏まえまして26年度予算を立てております。主な要因としましては、入館料の大部分を占めるのが、学生の修学旅行というようなこととなりますけれども、特に高校生以上の団体客が平成22年度以降2割程度減して

いるというような状況から、こういった決算になっておりまして、予算のほうにそういう反映をさせていただきましたので、ご理解をいただきたいと思いません。

委員長 四戸委員。

四戸委員 減少した理由は今課長の説明で大体理解できました。しかしながらですね、今年度からは二風谷においてゆからですか、オープンが遅れますけれども、オープンすることになります。多分、町外からですね、多数のお客さんが入ってくると見込まれます。博物館もなにかしらのPRをして使用料を増やしたほうがいいんじゃないかと思えます。増える要素があるわけですから、使用料についてももう少し見込んでもいいんじゃないかなと私は考えますけれども、その点について、課長はどう考えているのか伺いたいです。

委員長 文化財課長。

文化財課長 温泉のリニューアルオープンということでもありますけれども、オープン初年度というようなこともあろうかと思えますので、集客の状況等を踏まえて、今後反映はしていきたいと思えますけれども、温泉につきましては現在につきましても、お互いにパンフレットそれからポスター等をいただきまして、お互いにPRするようなかたちで進んでおりますので、新しい施設についても連携をしながら、情報を共有して集客増に努めていきたいと思えますけれども、初年度ということもあって状況を踏まえて、今後の算定にしたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

委員長 よろしいですか。ほかございませんか。安田委員。

安田委員 13款の1項6目の町営牧場の使用料についてちょっとお伺いしますけれども、昨年から見ますと、17万6千円ほど下がってるんですけども、

委員長 すいません、ほかございませんか。平村委員。

平村委員 34ページの土木使用料の中の町営住宅使用料なんですけれども、その中に新規就農の住宅が今度、去年からできてると思うんですけど、その住宅使用料はどこに計上されているんです、この中には入ってないんですけど、違うほう見たんですけどわからなかったものですから、おしえてください。

委員長 まちづくり課長。

まちづく 新規就農の住宅料の関係なんですけど、この歳入科目では61ページ、財産貸付

り課長 収入に見込んでございます。

委員長 よろしいですか。ほかございませんか。平村委員。

平村委員 もう一つ、この教育使用料のなかで博物館の関係なんですけど、今課長からも減った経緯はお聞きしましたけれども、修学旅行の生徒が減ったとかいろいろ分析はしていると思うんですけども、こないだちょっと新聞でみましたら、白老なんかは、各学校をまわったり、本州のほうに出向いてなんとかそういう来てもらえないかという、そういう地方まわりもしているんですけど、平取はそういうことはやったことはあるんでしょうか。

委員長 文化財課長。

文化財課長 収入の減少が続いておりますので、25年度につきましては札幌で開かれました観光商談会というものに初めて参加をして、そのときに道外からの旅行者等もいましたので商談をさせていただいたんですけども、初回ということもありまして、なおかつ観光という面が強かったものですから、そこでいろんなお話を伺って平成26年度につきましては、教育関係の業者の商談会というのが、関東と関西において開かれる予定ということになっておりますので、そちらのほうに参加することで、旅費のほうも予算付けをさせていただいたところでもありますので、そういうような状況で対応したいというふうに考えております。

委員長 よろしいですか。このページなければ36、37ページ。安田委員。

安田委員 先ほど申しあげました町営牧野使用料についてお伺いしますけども、前年度から見ますと、17万6千円ほど少なくなっているんですけど、その内訳と頭数はどのくらいいるのかと、川向の町営牧野はどのようになっているのか、現在の状況をお聞かせ願います。

委員長 産業課長。

産業課長 お答えいたします。今年度の予算の見積もりにつきましては、25年度の実績で数字を出しておりますので、26年度の予算に反映させております。平成25年度の利用の状況につきましては、川向牧野で農用馬で2戸14頭、乳牛で4戸30頭の利用となっております。ちなみに、平成24年度の実績が25年度の予算に反映されておりますけれども、平成24年度の実績につきましては川向牧野で農用馬2戸の7頭、乳牛で3戸の37頭ということで、農用馬のほうにつきましては頭数は倍になっておりますけれども、乳牛で7頭ほど減ってい

るといふかたちになつてございませぬ。宿志別ノ牧野ノほうでございませぬけれども肉牛になりまして農家5戸で101頭、これは25年度ノ実績でございませぬけれども、公社ノ牛で43頭といふこととでございまして、24年度ノ実績では、6戸103頭、一般ノ農家ですな。2頭ノ減でございませぬけれども、公社ノほうで48頭といふこととで5頭ノ減少といふかたちとでございませぬ。それらノ数字ノ減少によりまして、計算した結果17万6千円ノ減といふかたちになつてございませぬ。川向牧野ノ利用につきましては今申しましたとおり、農用馬と乳牛で利用してるといふかたちになつてございまして、25年度もそれノようなかたちとで使つてございまして26年度それノようなかたちとで利用するといふこととで、今ノところは予定してございませぬ。

委員長

安田委員。

安田委員

今ノ資料後からくれませぬか。

委員長

産業課長。

産業課長

後で資料をまとめて提出したいと思ひませぬ。

委員長

ほかございませぬか。平村委員。

平村委員

商工使用料中ノ4節ノ二風谷ファミリーランド使用料で、773万円をみてゐるんですけど、前に二風谷ファミリーランドノ使用料は新規計上になつてゐませぬが、施設別ノ利用計画と使用料ノ見込みはどのようになつてゐるのかと、あと、管理委託料として1200万円を計上してゐるんですけどけれども、全員協議会ノときと思ひませぬけど使用料がちょんちょんになるようノ感じで、最初は温泉が全部もつといふこととで私たちらは説明を受けてたんですけどけれども、温泉ノほうでアイビックスやらないといふこととでこれまた新たにこういふふうなかたちになつてきたと思ひませぬですけどけれども、昨日も説明受けましたけど、その寄付ノかたちとで350万をのせてきてませぬけど、それもまだはつきりしてゐないといふなかで、温泉施設ノこの差額はどのようノ考えてゐるのか、前にはなにかちょっと説明を受けたときはちょんちょんになるんではないかといふようノ説明も受けましたんですけどけれども、このようノ負担がだんだん大きくなつてきてゐるんですけどその辺ノお考えをお聞きしたいと思ひませぬ。

委員長

産業課長。

産業課長

お答えいたします。使用料収入で二風谷ファミリーランドノ施設ノ使用料といふこととで平成26年度に773万8千円をみてゐるところとでございませぬ。この

数字につきましては、パークゴルフ場、キャンプ場、バンガローの使用料等を計算して出しているところでございます。パークゴルフ場が平成21年から24年までの4年間平均で年間114万3千円ほどの収入、キャンプ場につきましては、189万7千円、190万ほどの収入、バンガローで142万5千円ということで収入が4年平均であったというかたちになってございます。それとテニスコートもございましてテニスコートについてはだいたい年間平均4万2千円ほどの収入になってございます。これが21年から24年までの平均の数字でございますけれども、この数字に温泉がリニューアルして新たにオープンするという事で集客増をみまして、大体1.5倍から2倍程度の利用が増えるんじゃないかという見込みを立てまして、平成26年度の予算につきましては、パークゴルフ場で220万ほど、キャンプ場で320万、バンガローで210万、テニスコートで8万5千円ほどの収入をみて、トータルで773万8千円の収入をみているところでございます。科目が違いますけれども、そのほかに雑入として管理棟の売店の収入、またバッテリーカーがございまして、その収入をこれもまた平成21年度から24年度までの平均数値を出しまして、先ほど申しましたとおり、26年度の集客増を見込んで金額を出しているということで、トータルしまして850万ほどの収入を新たにみたところでございます。今までは指定管理業者のほうに収入が入るということで町に直接入ることはありませんでしたので、その部分の収入を町に直接入るというような予算を見込んで850万ほどをみているところでございます。昨日の全員協議会でも話しましたとおり、新たな温泉での指定管理始まりまして、運営始まったところで協定書の中で寄附等ということで金額は明示しておりませんが、平成26年度において350万ほどの収入をみているということで、850万と350万をみまして1200万の収入ということでみているところでございます。平村委員おっしゃるとおり、新たにファミリーランドの管理部門で町直営になっていくということで、1200万の予算をみているところでございまして、1千万につきましてはファミリーランドの維持管理料金、200万相当についてはかかる電気料の分ということで1200万みているようなかたちで支出をみているところでございますけれども、その分の収入分、財源内訳として、施設使用料、雑入、また寄附等で1200万を補っていきたいという考えでございます。以上でございます。

委員長

よろしいですか。平村委員。

平村委員

わかりましたけれども、この1200万の委託料とかいろいろ収入も見込んでますけれども、この機会に一緒に聞きたいんですけれども、パークゴルフ場も公認なコースでないの、そういう修理とか、そういうのもどこかで見込んでいたんですか。場所もね、管理棟のほうでやるのであれば、いろいろと1番の番号のほうも違うしね、収入をもう少しお客さんが来るので管理するんであ

れば少しそういうコートの方もきちっと整備して、公認のコートでなければ、お客さんも増えないと思いますので、その辺も考慮してやっていただきたいと思います。

委員長

産業課長。

産業課長

お答えいたします。パークゴルフ場の管理につきましては、現在は温泉の入り口、受付でやっておりましてけれども今度は森林組合のほう、直営で委託を予定しているところがございますけれども、スケートリンクの前の管理等がございますのでそちらのほうで受付をして、スタートホール等についても現在の1番ホールをそちらのほうに動かして行って、また駐車場についてもファミリーランドのグラウンドの上に、駐車スペースがありますのでそちらのほうに車を置いていただいて受付しながらスタートをしていただくというようなかたちで計画予定をしているところがございます。来るお客様に駐車場から遠く歩いて受付をしてまた1番ホールまでまた戻るというようなことのないようなかたちで整備をしていきたいというふうに考えておりますし、パークゴルフ場の整備、修理等につきましてはこれとは別に今までも予算をみてたわけですがけれども、ファミリーランド全体の修繕料というのがあります。その中でみていきまして、整備をしていくというような予定になってございます。またパークゴルフ場の公認コースの関係でございますけれども、パークゴルフ協会のほうから要請がありまして、2年後というふうに聞いておりますけれども公式の大会を持ってきたいということで、これはかなりの人数集まる予定になっておりますけど、それに向けて公認についても取っていききたいというふうな考えでおりますので、ご理解のほうよろしくお願ひしたいと思います。

委員長

よろしいですか。これ今電気料の200万と伺ったんですけど、これ電気料だけですか。200万というのは。産業課長。

産業課長

200万については電気料ということです。今までは電気料につきましては直接指定管理者のほうに行っておりまして、指定管理者の指定管理料3950万の中に含めてファミリーランドの管理等も全部含めて収入、パークゴルフ場とファミリーランドの使用料も指定管理者のほうに入っておりますけれども、そういう支出の部分についても指定管理者が直接支出をしてたというようなかたちでございましたけれども、26年度からは、温泉宿泊施設の指定管理については指定管理業者が行いますけれども、ファミリーランドについては、受けることがちょっとできないというようなこともありまして、直営のかたちで財源につきましては先ほど説明させていただいたとおりの中身で対応していきたいというふうに考えております。

委員長 ほかございませんか。山田委員。

山田委員 関連ですけども、森林組合での委託予定ということで考えているということなんですけども、この金額でやってもらえるかどうかは別としまして、入札方式じゃなく森林組合にもう委託するという考え方でよろしいですか。

委員長 産業課長。

産業課長 お答えいたします。指定管理を通して再委託をした業者につきましても沙流川森林組合、それ以前の直営で町が温泉運営していたときも、沙流川森林組合が管理をしていたということで、管理用の機械、草刈りですとかその他もろもろの機材等の整備状況が沙流川森林組合が一番整備をしているということと、いままで管理をしていたノウハウがある。またスムーズな、来るお客様に対しての対応がスムーズに行くというようなかたちのことをすべてのことを勘案してそのまま沙流川森林組合に管理を委託していくのがスムーズに行くんじゃないかというような考えのもとに、入札ではなくて森林組合に直接お願いしたいという考えでございます。

委員長 山田委員。

山田委員 それはそれで結構ですし、まあこの金額も当然自分達もそうですけども、農家やってく以上やっぱり予定だとかこういう計画を立てて何ぼ何ぼという世界ですから、いいんでしょうけども。果たしてこの金額で、今後いま先ほど平村委員説明したとおり、いろいろと整備のかかることが出てくるわけなんですけども、本当にこれでやっていけるのかどうかちょっと不安な面もあるんですけども、その辺については不安のない森林組合、間違いのないという自信をもったの当然計画でしょうね、という確認なんですけど。

委員長 産業課長。

産業課長 もちろん町から委託するにあたってはその金額でやっていただけるということで、いままでやっておりました金額よりは若干下がるようなかたちにはなりませんけれども、全員協議会、産業厚生常任委員会で説明をさせていただきましたとおり、いままで行っておりましたスケートリンクの関係につきましても施設の老朽化によりまして費用対効果の面ですとか現在使用している学校等とも協議しましてその部分については代替案を出していきながら利用させていただくというようなことも既に協議を行っている状況でありまして、そのようなかたちで進めていけるようなかたちで考えておりますし、森林組合についてもこの金額で十分やっていってもらえるというような確信で出しているところでござい

ます。

委員長

ほかございませんか。千葉委員。

千葉委員

6番千葉。37ページ鉄道記念館の使用料のこと、あるいはそれに付帯したことについてちょっとお伺いしておきます。鉄道記念館の使用料、額面的には本当に低いというか、使用料としての収入があまりないわけなんですけども、私は鉄道記念館の使用料についてはもうちょっと、特に振内を中心とした町民に対してですね、開放していくような方法で利用率というんですか、それをやっば上げてく方法をやっばり町全体で考えていただきたいというふうに思っておりますのと、それと鉄道記念館に付帯して鉄道記念公園の部分のなかでSLがいま1台寄贈されたSLがあるわけなんですけども、非常に放置されて、まあ置いてあるというだけのもので、たしかあれデゴイチだったと思うんですけども、こちらのほうをね、やはり再生してよみがえらせるような方法も私はもうそろそろ考えてもらってもいいのかな、というふうに思ってます。なかには、数は少ないんですけども、鉄道記念館、それからまわりの記念公園スタートしたあたりは非常に列車の宿泊も含めてですね、利用率が結構あったんですけども、やはりあの辺を一体化してですね、もう一度再生して行って、やはり町民の方に対してもですね、いま現在は幌尻まつりの会場としてしか使っておりませんが、やはり今後の利用の仕方、それからせっかくあるSLがもう傷んできているという部分での考え方は何か新しい方法をみつけてもらう方法はないのか、その辺のことについてお伺いしたいと思います。

委員長

振内支所長。

振内支所長

ただいまの質問にお答えいたします。鉄道記念館におきましては、平成24年度に文化団体で357件、体育団体で10件、その他で30件。400件近い利用がございます。有料につきましては、利益を伴う団体が使用しております。件数は少ないものですから前年同様の数字で6万8千円を出しております。SLにつきましては、確かに傷みがかなりひどくなっておりまして、第6次の総合計画において、ちょっと出していこうかなというふうに考えております。以上です。

委員長

千葉委員。

千葉委員

せっかくの鉄道マニアというか、全国からも数少ないですけども問い合わせとかもポツポツあったり、鉄道が走ってたいいわゆる国鉄時代のこれはもう歴史的な遺産だと思っておりますので、その辺のことも含めてですね、もう一度再生してよみがえらせるような方法をぜひ見つけていただきたいと思います。

委員長 振内支所長。

振内支所長 実は平成24年の11月頃に日本経済新聞の方がいろいろ視察に来ておりました、いろいろご意見を伺ったんですけども、確かにすごく貴重なものだというので、いろいろ調べてみたんですけども、これは日本国産で、戦時中に樺太に輸出してその後寄贈があって平取町に、個人的な方なんですけども、寄贈がされたものでございまして、確かに貴重なものでございますので、第6次の総合計画で計画を考えておりますので、一応そういうことでご理解をお願いいたします。

委員長 ほかございませんか。10番平村委員。

平村委員 同じく商工使用料のこの2番目なんですけど義経資料館のところなんですけれども、義経資料館もあまりなかなか入ってこなくて23万1千円しかみてないんですけども、このたび去年からは道路も良くなって、バスも上がる、大型バスも上がるようになりましたし、もう少し町のほうで義経会館のPRをしたり、インターネットでやったりとかそういう宣伝をしてもう少し、義経会館をみていただけるような方法を考えてほしいのと、あと、無料バスを札幌から月に週に何回か来てるんですけども、見てますと下のほうで説明して駐車場で、上がらないでそのまま帰って何人も上に上がって行かないんですけど、その辺もせつかく道路も良くなりまして、上にも上がるので、ゆっくりみてもらうような体制をやっているのかどうかちょっと聞きたいと思います。

委員長 産業課長。

産業課長 お答えいたします。義経資料館につきましては、平成19年で入館者は1800人ほどおりました。20年で1456人、21年で1300人、22年では1200人、23年度でかなり盛り返しまして1600人、ただ24年度ではまた1400人ということで25年度についても、また減っているというような状況で、その実績に基づいて使用料については23万1千円を出しているところでございます。委員言われたとおりもう少しPRですとか、整備もだいぶされてきましたので、その辺のPRをしながら、また先ほど言ったとおり温泉等も新しくなりますし、それと組み合わせながら多くの交流人口、観光の方を入れ込んでいきたいというふうに考えておりますので、今年度については23万1千円の予算でみておりますけれども、そういう努力をしながら、増やしていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 平村委員。

平村委員	それに付け加えて義経の鳥居さんのところにある公衆トイレなんですけれども、あまり良い状態ではないので、ぜひこれから温泉もできまして、観光も増えると思いますので、これちょっと予算に組んでたの見逃していたんですけど、ぜひそれと一緒に義経の宣伝とともに公衆トイレをぜひやってほしいと思います。
委員長	産業課長。
産業課長	お答えいたします。トイレにつきましてはかなり前から指摘されておりました、せっかく来ても簡易式のトイレでなかなか見栄えもよくないし、よろしくないのではないかという指摘もありました。また階段を上がってきまして中段右手のほうにいまは使っていない古いトイレの跡があるわけですし、それについてもみづえが良くないので撤去なり整備を考えていただきたいということでの指摘もいただいております。それも実際に建設課等と一緒に見たりしまして、撤去につきましてもかなりの金額がかかってくるということで、今後の第6次の総合計画になりますけれども、2年後というかたちになってしまうんですけども、その早い段階で整備をしていきたいというふうに考えておりますので、その際にはまたいろんなアイデアをお願いしたいというふうに思います。
委員長	よろしいですか。ほかございませんか。安田委員。
安田委員	鉄道記念館の使用料、管理費っていうのはどのようになるんですか。
委員長	振内支所長。
振内支所長	基本的に文化団体だとか、体育団体の方につきましては無料でございますけれども、利益を伴うような方につきましては、使用料を取っております。以上です。
委員長	アイヌ施策推進課長。
アイヌ施策推進課長	私のほうから義経資料館の利用にあたっての答弁させていただきたいと思えます。
委員長	鉄道記念館・・・バスの関係。
アイヌ施策推進課	バスの関係・・・シャトルバスが上部に上がりますので、トイレ等を利用するというようなことになっておりますので、今後、義経神社のほうとも相談しな

長 ながら検討していきたいというふうに考えておりますのでご理解のほどよろしく
お願いしたいと思ひます。

委員長 すいませんもう一度答弁お願いします。

アイヌ施策推進課長 義経神社のシャトルバスが運行しているということでございますので、トイレ
等の利用にあたっては今後義経神社のほうと相談しながら検討を進めていき
たいと思っております。ご理解のほどよろしくお願いしたいと思ひます。

委員長 聞こえましたか。よろしいですか、平村委員。

平村委員 それはわかりましたけど、それにちょっと私もさっき言い忘れたんですけど、
トイレの要望をしたら新しい考えのなかでやるということなんですけど、いま
ちょうどいまの駐車場の裏側にあった宅地が全部家も壊しまして、もう民間の
人があそこは使わないから町で買ってほしいっていうようなことも言ってます
ので、トイレも鳥居さんのすぐ横にいまあるんですよね。それでとつても見ず
らい部分と環境等も良くないので、ぜひ裏の土地を買ってその辺にもう少し駐
車場をひろげながら、一番奥のほうにトイレもつくったらどうかなって提案し
ます。

委員長 産業課長。

産業課長 2年か3年ぐらい前に裏の住宅もう使っていないので町のほうに買い上げてもら
ってですねそういう整備をしてほしいという話は伺ってありました。それも含
めて、土地の購入ですとか、トイレを新たにつくるだとかそういう部分も含め
てこの後の第6次の計画に早い段階で入れていきたいというふうに思ひますの
で、よろしくお願いしたいと思ひます。

委員長 先ほどの振内鉄道記念館の管理はどのようになつてゐるかってことは。振内支所
長。

振内支所長 鉄道記念館の管理につきましては、振内支所のほうで、委託は出しておりませ
んで直営でやっております。ただ清掃につきましては、委託で賃金を払って
おります。以上です。

委員長 よろしいですか。はい、ほかございませんか。山田委員。

山田委員 36ページの町営牧野使用料、入牧料のことなんですけども、過去のことで一
度産業厚生委員会で説明があつたのかどうかちょっと、記憶に残つてなかつた

ものですからお聞きしますが、むかし新興牧場の倒産というか、それ以降の金額のあれについては不納欠損処理しちゃったのかどうかちょっとその辺の確認と、もしその辺の絡みの状況が何か進展があったのか、そのまま現在もなってますっていうならそれで結構ですけど、その辺ちょっと説明をお願いします。

委員長

産業課長。

産業課長

お答えいたします。毎年度の決算審査のときに新興牧場の入牧料がそのままになっているということで指摘もされておりましたけれども、25年度において不納欠損というかたちで処理をさせていただいております。その理由につきましては会社自体がはっきり倒産というかたちではないんですけれども、もう本当に倒産に近いかたちで債権についても町で取るようなかたちにならないというかたちになって、何年も続いているものですから、25年度において、その処理をさせていただきました。

委員長

ほかございませんか。丹野委員。

丹野委員

同じく牧野の使用料なんですけども、新興牧場のときはいま現在の入牧の頭数が3倍ぐらいもいたということなんですがいまはだんだん減っていくということで、農家に聞きますとね、使用料が非常に高いので牛を入れられないという実態もあるように聞いています。それで、牛の受け入れはもうこの3倍も4倍も受け入れるわけですから、この使用料を一回半額にして、牛の頭数を倍くると同じくらい入るので、そしたら畜産農家にも還元できるということで、利用者を増やす方法を考えたらどうですか。

委員長

副町長。

副町長

先ほど産業課長説明したとおり、なかなか牧野の利用者が増えていかないというのが実態でございます。それが、料金を下げれば入牧頭数が増えていくのかどうなのかっていうのはちょっとまだ農業団体あるいは農家と協議をしていかなければならないのかなというふうに思ってます。そういうようなことでいまの入牧料はもう15年以上確か据え置きをしているはずで、値上げはしていない、入牧料の設定になっていると思いますので、それらも含めて、農協あるいは畜産団体も含めて、どういう方法が一番利用者を増やす良い方法なのか、協議をさせていただいて、それが値下げに結びつくような協議内容であれば、値下げについて検討させていただきたいなと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

委員長

丹野委員。

丹野委員 品質のほうでもね、畜産の補助金とか他からみると少ないんですよ、牛に対する。びらとり和牛というブランドをとっているの、何とかここで補助金を出してもっと増やすように考えてほしいと思います。

委員長 産業課長。

産業課長 畜産関係の施策のことということでございますけれども、今後も畜産関係、酪農関係についてはいままで足りなかった分を今後は力を入れていきたいというふうに考えておまして、その部分についても第6次の総合計画のアンケートのなかで畜産関係、酪農関係についての施策はどうでしたかというようなアンケートの条項も入れながらアンケート調査をしていただいているところでありまして、その点も十分考慮しながら、反映させていきたいというふうに思っておりますし、先ほど副町長答えたとおり、入牧料等の道負担金についても各団体と検討しながら考えていきたいというふうに考えております。

委員長 ほかございませんか。なければ38、39。安田委員。

安田委員 使用料で1節の督促手数料4万5千円というのがあるんですけども、これは文書料と切手代なのか。それと件数はどのぐらいか。

委員長 税務課長。

税務課長 1件につき100円ということで450件を予定しております。以上です。

委員長 ほかございませんか。なければ40、41ページ。42、43ページ。平村委員。

平村委員 総務費国庫補助金の中で2の企画費補助金のなかで地域公共交通確保維持改善事業補助金というので567万3千円あるんですけど、ちょっと説明を受けたのはデマンドバスに充当してるということだったんですけども、このデマンドバス運行に対してはこの補助金のほかに公共交通確保とかそういう補助金も利用しているようなんですけどその辺のどれとどれが使用されているのか、またその実態、25年度デマンドバスでどこで何人乗って、どこであれしたという実態がもしわかれば、それもほしいんですけども、いいでしょうか。またこの補助金の制度はずっと恒久的にできるものなのか。公共交通確保地域なんとか補助金。

委員長 まちづくり課長。

まちづく
り課長

お答え申し上げます。この企画費補助金につきましては、デマンドバスの運行に係る国からの補助金ということでございまして、この歳入のされ方が若干特殊になっておりまして、4月から3月までの年度ぎりぎりではなくて、デマンドバスの運行が10月1日から9月末というようなことでの区切りになっておりまして、年度の歳入としてはいわゆる半額程度の歳入しか見込めないというようなことになっておりまして、この後は次の年というようになっておりまして、だいたい今歳出として2600万程度を見込んでおりまして、それに係る特定財源ということで、だいたいこの倍ぐらいが補助金になるというふうに考えていただければ結構だと思っております。実績のほうですけれども、24年の10月から25年9月までというような実績で、今も継続してやっておりますけれども、年間の利用者数をおしらせしますけれども、本町荷菜地区のデマンドにつきましては年間延べ833名の利用があったと。振内地区におきましては471名というような実績になっております。通年運行したのが、まだ初めてというようなところございまして、23年度にやった実績と、まあ非常に短い間ですけれども、本町地区で23年12月から2月までの3か月間やった実績が78名と。24年度同時期には309名ということになっております。振内におきましては23年12月から1月の2か月で31名だったものが、24年度におきましては76名ということで、段々こう、まだ少ないというところでもありますけれども、徐々に浸透してきているのかなという感じはしております。補助金ですが現在のところ、国としては続けるというような意向は示しておりますが、以前も年度年度の国の予算の関係で前の制度も急に廃止になったということもございまして、そのへんは非常に流動的なところがありますけれども、今のところは恒常的に続くものとして私どものほうでは捉えております。

委員長

よろしいですか。ほかございませんか。なければ44、45ページ。46、47ページ。48、49ページ。50、51ページ。52、53ページ。平村委員。

平村委員

52ページの2番の企画費補助金の中で電源立地地域対策交付金といのがあるんですけど、この交付金は岩知志発電所の所在の町に交付されるんだと思いますが、ダム所在地の関係もあって振内診療所の経費に、なんか病院のほうに使われていると聞いてたんですけど、これは振内診療所のほうに充当しているのでしょうか。

委員長

まちづくり課長。

まちづく

この交付金につきましては、ご質問のとおり、岩知志の発電所が所在している

り課長 ということでの交付になっておりまして、充当先といたしましては町立病院の繰出金に充当しているということでございます。病院への繰出金全体にということでご理解いただきたいと思います。

委員長 ほかがございませんか。休憩いたします。

(休 憩 午前10時40分)

(再 開 午前11時00分)

委員長 それでは再開いたします。54、55ページ。56、57ページ。58、59ページ。60、61ページ、千葉委員。

千葉委員 6番千葉です。61ページの土地建物貸付収入のことでお伺いいたします。前年度3985万5千円、本年度3881万1千円、特に土地やなんかは説明あったとおり、北電とかNTTさんの場合はちゃんとした収入として見込めると私は思ってますけども、土地建物含めてですね、個人で、本来100%もらえる部分の収入としてきちりこの分はいただいているのか、いただけていないとするのであればその内訳をちょっと教えていただきたいと思います。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 主に職員住宅等の公宅貸付料というところになると思いますが、予算といたしましては、積算といたしまして154戸分でございます。収納率としては95%というようなことで、やはり、職員に貸してる分については100%収納ということですが、最近やはり一般の方に貸し付けるというケースもございまして、その分が滞るといったようなケースもありまして、予算としては95%の収納というようなみかたをさせていただいておりまして、この辺の徴収等につきましては職員住宅、教員住宅含めまして担当課とも一緒に徴収についてはいろいろと努力してる場所なんですけれども、やはり100%にはなかなかないというのが現状になっております。

委員長 千葉委員。

千葉委員 私もその内訳、詳しくは調べてないんですけれども、やはりいわゆる職員の方とかそういうのは間違いなくいただけてるというのも存じ上げております。問題はですね、一般町民の人達に対して、やはりそういうことは、仮に5%収納率が下がる、3%下がるっていわゆる100%もらえるようなかたちが私は町有地としてのですね、やはり建物土地の収入の貸付だなどというふうに理解しますので、その辺はやはり次にもし町民の方で何かの関係で、土地をお借りし

たいとか、建物借りたいという場合、やはり前例をつくってそれを放置するということには私は絶対ならないと思いますのでその辺は厳しくですね、チェック入れてですね、今後の収入増につなげていただければなというふうに思っていますけども、もう一度考え方。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 はい、こういう公宅貸付料のみならず、公営住宅等の使用料等につきましてもやはり滞納がなかなか減らないというような状況にもございますので、後日条例の一部改正等も上程したいというふうに考えておりますし、やはり、厳しい措置としては明渡し等も含めていろいろと、その使用等について考えていかなければならないのかなというところで、その辺についても新年度に向けて、関係の弁護士等にも相談しているという状況もございますので、このへんは厳しくするところは厳しくするという方向で対応してまいりたいというふうに考えてございます。

委員長 千葉委員。

千葉委員 3問目でちょっと同じ質問の項目になって最後だと思うんですけども、まちづくり課といたしまして特に公営住宅の、町営住宅の部分というのはやはり大変な、その生活の中でもきっちりと納めてる人も、まあ何回も同じことになるんですけども、あるいはある程度収入あるのになぜ払わないのという人と出てきてるんですね、ここへきて。今課長言われたとおり、今後に向けてはですね、さまざまな方法で滞納しないような方法も含めてですね、今現在滞納してる人のいわゆる徴収する方法も含めてしっかりととらえて考えていってほしいと思っていますのでよろしく願いいたします。

委員長 答弁はよろしいですね。ほかございませんか。なければ62、63ページ。平村委員。

平村委員 不動産売払収入の中の2のその他の不動産売払で立木売払ってあるんですけど、この町有林の立木売払はどこの場所なのかと、どういう樹木なのかちょっとおしえてください。

委員長 産業課長。

産業課長 お答えいたします。平成25年度の皆伐をしている地区につきましては4地区ございまして、豊糠3地区、それと旭の地区を皆伐を行っております。面積的にはエーバックこれは豊糠になりますけども9.2ヘクタール、ビーバックで

9. 2ヘクタール、シーバックで5.9ヘクタール、ディーバックで11ヘクタール、これは旭のほうになりますけどもそこを皆伐しているところでございます。そのほかに利用間伐ということで、3か所ほど間伐を行っておりまして、25年度の実績で立木売払の実績では2500万ほどの収入があるようなかたちになっておりまして、町有林の経営計画というのを25年度で立てておりまして、その中で毎年30ヘクタールほどの皆伐を今後行っていきながら、循環的に植付けですとか間伐だとかを行って行って、森林の整備を行っていきたい、また安定した立木売払いの収入をしていきたいということで予算でみているところでございます。以上です。

委員長 よろしいですか。

産業課長 木の種類はほとんどカラマツです。

委員長 平村委員。

平村委員 どのぐらいの年数のをやってるんですか。

委員長 産業課長。

産業課長 カラマツの伐期、適正な切る時期というのがありまして、35年から40年ほどの時期のものを切っているというようなかたちになっております。

委員長 ほかございませんか。なければ64、65ページ。山田委員。

山田委員 65ページの寄附金ですけども、10万円。先日のテレビ見た方は見てるんですけども、一町村で80何万円ぐらいしか寄附金ない町が、いろんな町の物産をつけたりサービスしたのか、一気に何千万円の世界まで寄附金集まったっていう町村がございます。寄附金毎年この程度の10万円程度のこと毎年かいているんですけども、もう少し方策を練って、その町の真似をせいとは言いませんけども、これほど有名なニシパの恋人と和牛、いろいろありますのでその辺の方策をもう少し練って検討していただければなと思うんですけども、その辺の考え方をお聞かせください。

委員長 総務課長。

総務課長 はい、ただいまご質問いただきましたふるさと納税の関係だと思います。先日のテレビでの私も見ておりました。道内におきましては、上士幌町が24年度で1600万弱だったのが、25年、今年の26年2月末で2億を超えている

という状況があるようであります。そのほかに、先ほど言った1兆170倍というのは、各務原市の飛騨牛を入れてのふるさと寄附が増えたということでもあります。平取町につきましては全体で80数万円となっておりますが1件の寄附が5千円がほとんどということになっております。今、委員が申されましたように平取については、ニシパの恋人ということではいろいろの部分の特産品がございますので、平取町のPRも含めてふるさと納税が皆さんがしやすい、そして魅力ある記念品を26年度で検討して、やっていきたいということ考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

委員長

ほか、千葉委員。

千葉委員

今の関連でちょっとつけ加えて質問したいと思います。今ちょっと上士幌町の名前出ましたけど、ふるさと納税の関係、全国的に何か所かの自治体、非常に億単位で収入がアップした。まあいわゆるふるさと納税の名前なんですけど、実情は寄附金名目でございますので、これにはやっぱり農協あたり、地元の農協あたりも含めて、あるいは生産者も含めてですね、やっぱり根本から、下のほうから底上げしていくことによってコスト、いわゆる町がふるさと納税してくれた方に発送する品目のコストやっぱりかなり研究していけば、今山田委員が言った通りですね、平取町もそう捨てたものじゃないのかなというふうに思っておりますので、その辺もう少し調査してですね、いま平取町でどんな方法でコスト抑えながら平取町の特産品を発送できるのか、ふるさと納税につながるのか、その辺研究していく考えはありませんかね。

委員長

総務課長。

総務課長

これにつきましては、農協とも協議をしていきたいということ考えております。そして、魅力ある記念品につきましてはびらとり温泉のオープンというのもありますので、そういうものも含めながら、いろいろなものが選べるようなかたち、そして発送の関係の経費だとかそういうものにつきましても運送業者との、年間の発送件数に応じて価格がぐんと変わってくるというのがあります。そういうのも調査しながら検討していきたいということ考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

委員長

ほかございませんか。なければ66、67ページ。68、69ページ。70、71ページ。72、73ページ。鈴木委員。

鈴木委員

12番鈴木です。諸収入のなかの国民健康保険病院特別会計の貸付金、このことについて伺いますが、結論からいいますと、この項目についてはですね、病院の経営の実態から見たときに、それと貸し付けた経過の理由から鑑みて、こ

れ以上継続して、この科目が必要なのかということについて、考えております。この貸付金については、病院の過去におきましても、未来処方の関係で未来処方自体は、多分けっこう長い期間があったのかと思うのですが、厚生局の指導でもって返還が決まったのは、2年分というようなこともありました。当時のなかで実際にこれ貸付ではあると思いますけれど、患者の方々への便宜をはからうようなそういうことが主で、確かに法的には間違いということで返還ということではあったんですけども、そういう性格のものであります。そしてまたこれの返還のための財源ということでは、病院会計のなかです、減債積立金というのがあてられてきたんですけど、これも、25年度で返還しますと。26年度に繰り越す分としては180万しかない、ということ、今後、じゃあ26年度は足りない分どうなるんだということ、当然病院会計の収入のなかからその差額、払う以外ないのではないかと考えるわけで。まあ25年度の会計でもですね、当初予算からみて、先日も3800万、繰り入れたというような状況から考えますと、ある意味みかけの歳入不足といえますか、返還金が、支出が増えて、しかも受ける側の町にしてみれば、また繰り入れ、たぶん、増えるだろうというようなことで、あまり意味のないことではないのかとある意味病院の会計の経営のなかでの努力ということを見込んでやったことだと思いますけれど、現実的にはそういう状況に病院としても一生懸命努力はされているにもかかわらずやっぱりなかなかクリアできないという状況から考えて、これについてはいま26年度からですね、少し考えてその辺廃止するなら廃止するというようなことで、どうなのかなという考え方をしております。そういうことで、お考えを伺いたいと思います。

委員長

副町長。

副町長

それではお答えを申し上げたいと思います。ただいま議長ご指摘の通り、平成21年の12月に未来処方ということで、いわゆる新聞記事ということで不正、薬剤投与の未来処方ということで不正行為が発覚をしまして、その後厚生労働省の北海道厚生局とその取り扱いについて種々協議をして、その結果、国は4400万ほどの診療報酬を最低6年間にわたって、さかのぼって返還しなさいという決定がなされたわけです。その当時は病院には4400万返していくという財源がないので、町から4400万借入をして、10年間で返済をするということで、議会にも町の広報にもその旨掲載をして、町民のご理解を得たということで、私ども理解をしているわけですが、ただいま、議長がご指摘のとおり、そういう町報通じてですね、10年間で返済をするという、町民にPRしたという経過もございますので、それがいいのかどうなのか含めて今年26年度のなかで、議会と十分に協議をさせていただければと思います。町立病院が町から借り入れをした4400万はどうしても10年かけて返済をすれという町民の声が多ければやっぱりそういうかたちで進めていかなければな

らないのかなというふうにも思いますので、十分議員さんと協議させていただいて、次年度に向けてその方向性を定めていきたいというふうに思いますのでひとつよろしくお願ひしたいと申ひます。

委員長

鈴木委員。

鈴木委員

今お答ひいただきまして、26年度中に協議させていただきたいと。まあ私も当然いろんなかたちで申ひすね、協議をして、結論出していったらいいんではないかなと申ひます。とにかくこの返還の関係の事件が起きた、すぐその以前に申ひすねだいたい過去の病院経理のなかで決算処理にちょっとミスがあつて、ということで、そのことが発覚して、間もなくまたこういうこと、ということがあつたということが一つやっぱりけじめとして申ひすね、私はそのときもたぶん、これは4400万町から繰り入れて、ちゃらにしていいのではないかというふうに判断していたんですけれども、町のほうはそういう連続して、病院のことで、経理のことでちょっと問題が生じたということがあつたんで、そのことを配慮して貸付金という処理をしたのかなというふうには理解しておりました。ただ、先ほどから言ひましたように結果的に、財源的に考えてたものもなくなりましたし、繰入額が増えていくだけということであれば、これから新しい病院建てるための今年建設のための設計もということも含めて申ひすね、またお金がかかってくるという状況もありますので、その辺十分協議して、精査していったらよろしいんではないかというふうに考えてお申ひます。

委員長

副町長。

副町長

22年当時は借りたものは払うと、そして足りない部分については借りるというそういう方針で4400万を借り入れをしたという経過だということで理解をしてお申ひます。ただ、今議長申されましたとおり、これから病院の改築という場面も控えてお申ひますので、十分26年度で慎重に議会と協議をさせていただいて、27年度以降の対応について検討させていただきたいと申ひますのでひとつよろしくお願ひいたします。

委員長

ほかございませんか。なければ76、77ページ。78、79ページ。千葉委員。

千葉委員

6番千葉です。78ページ、振内歯科診療所の運営資金の貸付金についてお尋ねいたします。一時指導してから定額だと思うんですけど44万円ずつ貸付の元利として納めてきてるわけですけども、今の現在の状態で、このままいけばいつこの貸付金がなくなっていくのか、見通しとしての捉え方はどうなのか、お答ひさせていただきたいと申ひます。

委員長 町民課長。

町民課長 お答えいたします。実際の貸付金としましては532万8千円貸し付けております。そして今現在、2月末現在ですね、296万4400円が入金されているということです。残り236万3600円残っております。あと5年程度かかるかなということでございます。

委員長 千葉委員。

千葉委員 そうですねまだ私もあと5、6年間かかるのかなと思っておりましたけど。実際の歯科診療所としてのですね、これは個人の開業でやられている、基本は建前はそうだと思うんですけども、今現在患者の動向とかですね、町としてもやはり、今現在置かれてる、いわゆる歯科診療所としての収入として安定してきて、患者を受け入れてくれてるのか、その辺の状況、私も地元に住んでてさっばしわからないというような現況なんですけども、その辺、振内の歯科診療所の吉川さんのほうと話はすることあるんでしょうか。

委員長 町民課長。

町民課長 今の患者の状況とかそういうことでいきますと、まずそれなりの患者はいるということで話はされています。ただ何人来てっていうそういうことは、実質的には話はされていません。今後ですね、基本的に、地域になるべく根ざしたかたちのものでやっていきたいということは、本人も言ってますのでそのへんご理解いただければと思います。以上です。

委員長 ほかございませんか。平村委員。

平村委員 76ページなんですけれども、住宅改良資金貸付金のところで、

委員長 76ページですか。

平村委員 はい。25年度の未納額の見込みはどのぐらいなのか、昨年聞いたときには24年度決算で8863万円弱ありましたので、その辺の累計額がだんだん上がっているように思います。また決算審査のときにも改善策を指摘していましたが、なかなか改善をされていないのではないかと思いますので、今年度25年度の決算の見込みはどのぐらいなのか、また貸付選考委員等もアイヌ協会の関係者があっているようなので、その未納実態についても相談をするなり、なにかの対策をやったほうがいいのではないかと思いますので、その辺の対策をど

のように考えているのかお答え願います。

委員長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

今回のご質問のところにつきましては、76ページの住宅貸付金の元利収入ということのところでの質問ということなんですけれども、今年度、二つほどご質問があったのかなと思います。それで、今年度末の貸付返納につきましては滞納額分としては8200万を超える金額になります。それについての収入等を計算して、今回の元金を計算させていただきました。具体的に申し上げますと、現年分といたしまして収入として1880万ほど、滞納部分として8236万1千円程度ということになっておりまして、これらについてそれぞれ3か年の収納率等を勘案しまして計算した金額というふうになってございまして、そのトータルが今般の1472万5千円というふうになってございます。それで、今年度といいましょうか、今後の滞納が増えていくということを見られてのご発言ということなんですけれども、今後滞納額、納めていただけない方々が納入されていないという状況にありますので、それがまだ今年度予想ではございすけれども、600万ほど増えるのかなというように考えておりまして、滞納額としては8800万ほどというふうに推測がたっております。これについてそれぞれ改善策を具体的に行っていくというご意見でございまして、決算審査等でもお話をさせていただいておりますけれども、なかなか改善をするにあっても特効といいましょうか良好な改善策がなかなか示されないということで、これについて私どももう少し工夫を凝らしてやっていきたいというふうに考えております。委員のご指摘にありましたように貸付にあたって貸付の段でそれぞれ委員の方々のご意見を聞くということも行なっておりますけれども、これに加えて今後は、実際に貸付が、徴収が停滞しているということについてもう少し関係者に具体的に説明をしながら改善を図っていかなくちゃいけないというふうに思っております。先ほども申し上げましたけれども、ただこの長年かかって貸付をしてきているという背景をよく分析をしなかったらいけないということがございまして、実際にその従前にお貸しをした段階においてそれぞれ連帯保証人等もついでいただいているということになるわけなんですけれども、そういった方々がすでに亡くなられているというようなことも踏まえて、そういう状況をよく分析をしながら適切な改善策を出して効果を上げていきたいとそうように考えていますのでご理解のほどよろしくお願いをしたいと思います。

委員長

数値的なもの明確に聞こえました。平村委員。

平村委員

わかるんですけれども、この貸付は道の補助金ももらいながら、本当に住宅を建てたい人は一生懸命生活も詰めながらも一生懸命払っている人は払ってい

るんです。ですからそういう不公平のないようなかたちで、払える人も働いている人も払わないでいるような決算審査のときに名簿を見たらそういう感じも受けましたので、やはり頑張って頑張って私は食べないでも払ったんだよっていう方もたくさん住民のなかにいますので、その辺の不公平さをなくすようにやはりわずかずつでも良いですから払う意思を持たせてもらうとか、あとアイヌ協会の人たちも貸すときには選考委員になって一生懸命しているようなんですけれども、やはり保証人制度もきちっとなってなかったのかどうかわかりませんけれども、やはり保証人に払ってもらうのではなくて、払うように進めてもらうようなやはり対策もとらないと、やはり町民として不公平さが生じるのでそのへん特に気を付けながらぜひやっていただきたいと思います。

委員長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

ただいまご指摘いただいたことにつきましてきちっと踏まえながら、改善策を練っていきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

委員長

ほかございませんか。なければ78、79ページ。80、81ページ。平村委員。

平村委員

81ページの新規就農研修生住宅利用者負担分でこれ出てきたんですけど、これが25年度の新しく建ったのと、まあ今建ててるんですけど、そういう分の収入がこれ全部なんでしょうか。

委員長

産業課長。

産業課長

お答えいたします。ここに載っております新規就農者の住宅利用負担金については浄化槽の管理の分の負担金になりまして、本町地区と振内地区1棟2戸ずつありますので、4戸分の浄化槽の管理料を入っている方からいただく金額になっております。

委員長

ほかございませんか。なければ82、83ページ。山田委員。

山田委員

82ページです。びらとり温泉指定管理者納付金ということで、今年度初めて出てきましたけども、この納付金という意味合いとこの温泉350万のこの内容ですね、この金額の査定したいきさつなどお話ししたいと思います。

委員長

副町長。

副町長

昨日の話と繰り返しになりますので、ひとつよろしくご承知願いたいと思います。

す。このびらとり温泉指定管理者納付金につきましては、前段平村議員のご質問で産業課長がお答えしたとおり、びらとり温泉の新たな指定管理者であるアンビックスについては平成26年度からのファミリーランドの委託管理については、どうしても会社の都合上できないということで、これは全員協議会の際にもお話ししたとおりでございます。そうしますと、どうしてもファミリーランドの管理については別なところに委託をしなければならないということで、先ほどご説明したとおり新たに森林組合に委託をするということで考えております。森林組合に対する委託料、それと電気料含めて年間経費が約1200万が必要であると。その1200万のうち施設の使用料、そして売店等の売上料含めて約850万については、何とか自助努力でカバーできるけども残り350万についてはかなり現状のなかでの経営のなかではカバーできないというような状況になっております。そういうことから新たな施設の指定管理者になるであろうアンビックスとの協議のなかで、いままで例えば管内の新ひだか町にあります蔵三また東神楽町にあります花神楽、これらの施設については、アンビックスから町に対して一定の寄付を出してるというお話も聞いておりますので、三石の温泉、蔵三のだいたい納入金額、寄附金等を参考にして350万程度の納付金ということで、予算計上したところでございます。これらについては、先ほど別な事項で説明したとおり、この納付金プラス施設の使用料、そして売店の売り上げ料含めて、約1200万のなかで年間管理を森林組合にお任せをしたいということで、想定をしております。そういうようなことで予算計上しておりますのでひとつよろしくご理解をしていただきたいと思いますというふうに思います。以上でございます。

委員長

山田委員。

山田委員

昨日も説明していただき、今日も平村議員の質問のなかで若干の説明聞いて理解はしております。この1200万という中身に関しては、当然自分も理解したところでございます。ただこのびらとり温泉指定管理者納付金というこの納付金、今副町長お答えいただいたなかで、三石蔵三及び東川町の花神楽等にはこれ相応の寄附金をいただいておりますという話を今説明してもらったんですけど、それであれば寄附金という項目、昨日検討した指定管理者との話し合いのなかで寄附金のなかにこの350万、入れたらどうですかという話をしたら、金額は書くことはできませんと。あくまでも寄附ですので金額書くことはできない。さらには、3年ほどは経営が落ちつくまではこういう金は、あてにはできないような話されてて、いざこのびらとり温泉納付金としてこうやって350万平気で書くということは自分としてはどうしても理解できないんですよね。前回昨年度も、振内のホームを建てるときに国の資金を予定して建てることを予定しておりますんで、ぜひともこれを収入として書きましたという話で、そのときに何回かのやりあいのなかで、この予想で収入を書くというのはどう

しても、特に今年はこの納付金というのが、寄附の話をしたときはそういう返答だったので、納付金としてはこうやって平気で書くんですけど、寄附金としては、どうしてもその辺は金額及びパーセンテージは書けないって返答なんでこの辺どうしても理解できないんですよね。その辺説明願えればなと思うんですけど、その辺いかがでしょうか。

委員長

副町長。

副町長

この話も何度もさせていただいていると思います。蔵三にしても金額を明示した協定書を結んでいるわけではないということで、それについても事前の協議のなかでお話をしていると思います。それで、昨日ご説明申し上げているのは金額を記載するのはやっぱりいまの段階ではまずいと、できないということでお話しをしております。その理由として、協議のなかで、ここ2、3年については、恐らく黒字経営にはならないでしょうと、そういうなかで金額を提示をするということはなかなか、会社として難しいということがございました。それで昨日の説明では、経営が軌道に乗った、例えば3年後4年後のなかで、もし金額が確定できるのであれば、将来協定の中身をかえて、協定書の中身をかえて金額を明示するようなかたち、あるいはそのパーセンテージを明示するようなかたちへもっていきたいというご説明をしたと思っております。そういうようなことであくまでも収入については、いま見込まれるという想定でございますので、見込まれる金額で計上しているということでご理解をいただければなというふうに思います。以上でございます。

委員長

山田委員。

山田委員

見込まれる収入ということで、ですけども、実際は先ほど説明したとおり200万円の電気料が足りない分、ほぼその金額に消えていくんでしょうけども、ということであるのであればね、昨日もちよっと終わってからお話しさせてもらったんですけども、やはり電気料の部分がどうしてもいままでは委託のほうで払ってもらってたんで急に町のほうに回ってきました、ほんでこの電気料として支出としてあげたいんですけどっていう説明があるのであれば、まずそのなかでの話し合いでOKも出るようなことになろうかなと思うんですけど、その予算についてはいろいろ議会のほうからもつつこまれて町のほうも、立場として大変な面もありますけども、そういう書き方であるのであればいいんですけど、このあてのできないものを納付金としてあげるっていうこと自体が、寄附はだめで納付金はいっていいってこの納付金という意味合いを、納付金ってのはどうなんですか。まあ納付する金なんだろうけども、その辺がどうしてもそれ、支出で電気料200万足りません、200万円という書き方はできなかったのかどうかっていう、その辺はどういう検討されたのかちよっと説明願

います。

委員長

産業課長。

産業課長

お答えさせていただきます。その件については昨日の全員協議会またそのあとの話のなかでもさせていただいておりますけれども、うちの協定書のなかでは寄附金等というようなかたちになっておりますけれども、アンビックスの話では、税制の関係で寄附金ではなくて納付金みたいなかたちのというようなことも言われてきているんですね。予算的には寄附金のところじゃなくて、雑入の納付金というようなかたちで予算措置をさせていただいたというようなかたちになっております。それで寄附金と納付金で違うんじゃないか、意味合いが違うんじゃないかという指摘なんですけれども、その部分についてはまだ協定書確定したわけではありませんので、協議をしながら寄附金等とは書いてありますけれども、納付金等っていうようなかたちのもので検討もしていきたいと思っておりますし、他町の例でございますけれども先ほど言った東神楽町花神楽の関係ですけれども、そちらのほうは納付金として金額を明記して、あとからそういう契約といいますか、それを結んでいるわけなんですよね。年間いくら支払いますとか、というかたちで納付金ということで、協定を結んでいるようなかたち、指定管理の協定とは別に納付金の金額を決めて協定を結んでるようなかたちになっているということで、その部分については視察をして実際に見せてもらっているところでございます。副町長いましたとおり、当初はなかなか黒字は難しいということで、そのなかにはじめから金額入れるのはちょっと難しいんですけれども、町の予算のなかとしましては支出と収入のきちんとバランスをとるようなかたちのなかで財源内訳として350万を書かせてもらっている、当然それだけ入り込み数、利用者数を増やして、町としてもその部分についてはそれぐらいの金額が出せるようなかたちに協定を持っていきたい、納付していただきたいということを考えておりますので、副町長言ったとおり3年4年で経営が安定してきたときに、ほかの町の先例もありますので、納付金の協定書を金額を入れたようなかたちで結んでいければというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

委員長

山田委員。

山田委員

あとでまた1200万円の項目で、ちょっと質問させていただきますけれども、この収入の段階でこれ来年以降もこの納付金として出していこうとしているのかどうか、最後にお問い合わせいたします。

委員長

産業課長。

産業課長 当然来年以降もそのようなかたちで出していきたいというふうに思っているところでもあります。

委員長 関連の質問ございませんか。平村委員。

平村委員 今回の関連なんですけれども、副町長の話では3年ぐらいは赤字になるんじゃないかという見込みのなかで、この350万円を書かないで、ここはもうゼロにしておいたほうがいいんじゃないでしょうか。町民に説明もつかないと思いますよね。ただ1200万の管理費、二風谷ファミリーランドのそういう経費の中でこれも入れてということで、町のほうは考えているかもしれませんが、まだこれから7月からオープンしてね、特に、今年度26年度はどうなるかわからないなかでこの金額を書くこと自体がおかしいと思うんですけど、そのへんは、何ともないんでしょうか。抜かしてゼロにしたほうがいいと思うんですけど。

委員長 副町長。

副町長 予算の性格上、歳入と歳出のいわゆるつじつまを合わすと、バランスをとるということでいくと先ほども言いましたとおり、使用料の収入、それと売店収入、それとこの納付金収入合わせて1200万ということで想定をしています。ですから例えば、会場の各種の利用料についても、これはあくまでも先ほど來說明したとおり、1.5倍なり2倍を見込んだ想定でございますので、一応そういうかたちで予算計上しているということをご理解をいただければと思います。よろしく願いいたします。

委員長 ほかに関連の質問ございませんか。今いろいろあったんですけど、これそもそも納付金というこの言葉自体をこの予算の項目の中で使っているものかどうかというかね、この本来納付金っていうのは例えば入学納付金だとかっていう、目的がはっきりしていて使用目的がきちっと決まっているものに対してしか使えないんですよね。これ不確定な、要するに入るか入らないかわからない寄附金というか、そういうものに対してこの納付金って使えるんですか。ほかのところの項目どこ見ても納付金という言葉どこにも出てこないんですよね。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 雑入というところでただ分担金負担金ですとか使用料はその条例等に基づいた根拠があるというところで、そういうものはないというところもそれ以外の収入ということでの今回雑入というかたちでみさせていただいております、名称等につきましては収める側の意向ですとかそういうものをかなり尊重するよ

うなところもございますので、あまりこだわらないというか、こういった内容で収めたいというものがあれば、その名称で受けるというのは可能だというふうに、予算書上はですね、考えております。

委員長 これ、本当に繰り返しになるんですけど、施設使用料だとか何とかってそういう名目のほうが適切だと思うんだよね。これ納付金というのがどうもぴんとこないんだよね、自分としては。このへんはもうどうしようもないというか、この文言が一番適切だとやっぱり判断するんですか。藤澤委員。

藤澤委員 関連でいいですか。藤澤です。多分会社側の経理の問題かと思うんですね。寄附金であれば、会社の利益に乗じた会社の判断で経理がなされる、納付金であれば、これは解釈の問題ですよ、納付金であれば、いわゆる指定者側からのある意図が入っての勘定科目かなと、そういう、取ると取られるの話じゃないんですけども、その辺の勘定科目の意義を解釈なりに問えば次回に説明願えると思うんですけど、いかがなものでしょうか。

委員長 産業課長。

産業課長 その辺も相手方と協議して、そのようなかたちが一番良いついていうかたちでは聞いておりますけども、確認したいと思います。

委員長 ほかがございませんか。鈴木委員。

鈴木委員 この件については、最初の協定の協定書の協議のときから寄附金という相手の善意的な捉え方の項目の設定でいいのかということの議論が当然あったわけで。昨日の段階でもですね、この予算書のなかでこういうふうに納付金と。まあそれは今の説明によると、当然会社側の意向も反映してこういうかたちになっていると。だけれども協定書そのものは、あくまでも寄付等ということがかわらないという、そここのところの協定書における文言とこれが違うということについて、やっぱり捉え方だと思うんですよ。すでに最初の協定書についての協議のときからそういう話出ておりましたので、ここでこれ以上言ってもやむを得ないとは思いますが、協定書がまだ確定してないという段階、最終的に確定する段階まで、文言についてはもう少し精査してやっていただきたいということをお願いしたいと思います。

委員長 副町長。

副町長 議長のご配慮によって新たな協定がはっきり決まるまでの間このかたちでということでございます。先ほど産業課長説明したとおり、アンビックスとも協議

をして、納付金なのか、寄附金なのかその辺もきっちりと精査をして、また、協定書の協議のなかでご報告申し上げたいというふうに思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

委員長 ほかございませんか。なければ84、85ページ。86、87ページ。千葉委員。

千葉委員 6番千葉です。87ページの学校給食の備品整備事業の関係でお伺いしたいと思います。学校給食、存じてあげてる通り平取町は自校給食ということで、学校単位で調理がなされている。特に最近、その調理をなさってる方あるいはその学校の先生もそうなんですけども、調理室のいわゆる衛生管理、温度管理にまつわる部分で、やはり学校単位の空調設備に対して相当気遣いをしてる。要するに夏場の温度だと、やっぱり調理してるところのいわゆる火器を使ってる温度がそのまま調理室にこもるということで調理したあと長い時間置けないような状況があったりということも実は伺っておりまして、将来に向けてですね、今後のこの、備品になるのか、給食設備の部分だと思うんですけども、その辺の考え方を持っていないのか、あるいは教育行政サイドでもそのような要望を受けてないのか、現場からの意見はどうなのかということをお伺いしておきます。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。給食の厨房につきましては、従来より高温になるということで、エアコンの設置について要望が上がっておりまして、順次学校にエアコン設置をしてきております。計画にも厨房の設備につきましてはのせて設置してきております。

委員長 千葉委員。

千葉委員 順次ということでいつまでに、町内町立の学校すべて完備になる予定でしょうか。

委員長 教育長。

教育長 お答えをさせていただきます。学校給食にかかわります調理室でのエアコン整備ということでありますけれども、このことにつきましてはすでに町内小中学校7校ともにエアコンについては整備完了いたしております。

委員長 千葉委員。

千葉委員 ということはすべて完了というかたちでよろしいんですか。そしたらその部分での要望はもう一切ないという理解でよろしいですね、わかりました。

委員長 ほかがございませんか。なければ88ページ。それでは、以上で歳入の質疑を終了いたします。次に、歳出の質疑を行います。90ページの議会費から質疑を行います。90ページ、質問ございませんか。

委員長 千葉委員。

千葉委員 議長交際費のことでちょっと伺っておきたいんですけれども、私もむかわの関係、衛生組合の関係とかさまざまなところにも特に行事を実施されてそれに各町村の議長が出席という場面、多少なりともやはり冠婚葬祭というか、特に葬儀の部分もそうですし、それから行事出席の場合でもこの議長交際費でしばらくいいとお考えなのか。私はもう少し議長交際費の幅を持たした方がいいと思ってるんですけれども、その辺、また、予算としてですね、予算書の中で歳出のなかで、この程度の金額でずっとおさめていこうとしてるのか私はもうちょっと拡大解釈するとか何とかじゃなくて、他町並にですね、やはり議長交際費は持たせるべきだなという考えでいるんですけれども、いかがでしょうか。

委員長 町長。

町長 お答え申し上げますが、予算計上につきましては実績に基づきながら計上しておろうかと思っておりますので、今後、状況をみながら必要であれば新しい27年になろうかと思っておりますけれども、そういうなかで対応させていただきたいと思っております。

委員長 よろしいですか。ほかございませんか。なければ91、92ページ。松澤委員。

松澤委員 2款1項1目13節のホームページ改修委託料について伺います。まず、おおまかにどのようにかわるのか、ちょっとわかっている範囲で教えていただきたいのと、26年度に産業課のほうでキャラクターデザインを全国から公募するということで、厚真町の例だったと思うんですけれども、700件のアクセスがあったと伺いました。平取町をアピールする最大のチャンスでもありますので、公募するのにこの改修が間に合うのかどうかお聞きしたいと思います。

委員長 総務課長。

総務課長 ホームページの改修の関係でございますが、改修内容についてであります。

今回の改修内容で特に大きなものにつきましてはOMCシステム、コンテンツ管理システムの導入が一番大きなものということになっております。これにつきましては各担当が直接もっと情報を入力できるという方式にかえるということが一番大きなものだというふうになっております。改修内容はそのほかにつきましてはデザインの全面変更、見やすさ、わかりやすいデザインだとかですね、そういうものということでこれからの発注ということになります。キャラクターでの、今、厚真町で700件の・・がってこととありますが、新しいホームページの改修にはこれについては間に合うかいま早急にやりたいと思えますけれども、すみません、4月の17日までが必着ということになっておりますので、この新しいホームページについての募集ということではないということになりますので、ご了承願います。

委員長

松澤委員。

松澤委員

間に合わないとは思いますが、その間にリニューアルの予定はないかなと思います。先ほどふるさと納税の話もありましたけれども、それまでに、本当にこうアクセスがぐっとくるっていうそういうすごい期待をしていますので、そのなかで少しでも良い内容にして、いまできることをしていただきたいと思うんですよね。それで先ほどのことにもつながりますし、例えば5千円の寄付の人にはトマトジュース1本だけ100万の人には温泉の宿泊券何枚とか、そういう、それはまたちょっと先のことなんでしょうけれども、そういう人が見るといふことのチャンスは最大限ちょっと活かしたかたちにちょっと持っていていただきたいと思うので、ちょっと日にちは少ないですけども、そういう部分でちょっと頑張ってもらいたいと思うんですけど、無理でしょうか。

委員長

産業課長。

産業課長

お答えいたします。先ほど総務課長答えた通り、キャラクターの申込期限については4月の中ごろになってるということで、それに間に合うのはちょっと難しいかなという気がしております。それで先日の産業厚生常任委員会のときに話をさせていただきまして、キャラクターデザイン作成の関係につきましては平成26年度の予算で計上させていただいておりますけれども、町としましては9月の沙流川まつりのときに、すべてでき上がって発表していきたいというスケジュールでございまして、それから逆算していきますと、3月上旬に公募をかけていくようなかたちでないとなかなかタイムスケジュール的に難しい部分があるのでご了解をいただきたいということで、産業厚生常任委員会に説明をさせていただいたところであります。そのなかで話を聞いていただきまして、いまあるホームページのなかで総務課情報管理のほうと連携を取りながら、ホームページのほうにのせていただいているというようなかたちで新しくリニ

リニューアルしたなかでの部分では間に合わないようなかたちですけれども、現在のなかでより情報、応募件数だとかが増えるようなかたちでホームページ、また先に説明させてもらったとおり公募ガイド等にも掲載していただいたり、新聞紙上でも掲載をしていただいてPRをしていきたいというふうに考えております。委員おっしゃるとおり、リニューアルにはちょっと間に合わないかたちですけれども、そういうようなかたちでマスコットキャラクターについて対応していきたいというふうに思っております。

委員長 よろしいですか。ほかございませんか。平村委員。

平村委員 91ページの昨年の予算審議の際に一般会計の一括計上した嘱託職員報酬及び賃金の比較表で説明を受けたんですけれども、このたびこの資料が出ていないので予算のなかでは移動内容が理解できないので、資料を提出願いたいと思います。また、嘱託職員の報酬が前年度は1名だったのが今年は9名と増えているんですけど、その内容も教えてください。また1号から2号に移る昇格の基準はどうなのか、それも一緒に教えていただきたいと思います。

委員長 総務課長。

総務課長 1報酬の関係での嘱託職員が1名から9名、これにつきましては子ども発達支援センターそして保育所の資格者確保、そして待遇改善ということで2号から1号への嘱託へということで待遇改善を図ったということでありまして。それと嘱託職員が2号から1号への基準ということについては、いまのところは基準は設けてはございません。ただ、平成17年か18年頃だと思いますけれども、基本的に2号から1号への嘱託職員への昇格は行わないという基本方針でその当時は来ておりましたが、いま現在保育所の保育士等々の待遇改善と資格者の確保が困難になってきているということで今回については嘱託職員の待遇改善を図ってきたということでございますので、ご理解をよろしくお願いしたいと思っております。

委員長 平村委員、3月4日に嘱託職員報酬及び賃金比較表というの渡されてるはずなんですけどそれとは違うんですか。渡ってますよね。ほか、山田委員。

山田委員 ホームページも含めて、使用料及び賃借料、委託料ですね、委託料及び使用料のシステム機器使用料ぐらいまでの全般的にコンピューターというんですか、その料金、一部関係ないものもたくさん入ってますけれども、こういう委託料、補修委託料だとかというものもあるんですけど、これすべて、なんていうんですか、コンピューターの世界に入るのかなって感じがしますけれども、このページに関係なくても教育委員会含めて機械のシステムなんですけれども、昔大課

制ということで役場全体の行政改革のなかでですね、人員も段々減ってきて各課長大変忙しい思いしていると思うんですけども、自分の目から見ても大変職員の方々忙しくなり過ぎたのか、大変苦勞していると思います。コンピューター1台、昔より比べたら当然この台数も莫大にふえてきて人員が減らされているというような、ちょっと実感しているわけなんですよ。議会の事務局見てもなんて言うんですか、最新の機械入ってあてれば自動的に録音もされて言葉も自然に文書になって出てくるような、そういう機械も当然出てくるんですけど何かしら古い人間ですけども何か機械にこき使われてるような気してきて、そして人が減らされているなかで、課長職の方々また及び職員の方々も大変忙しいと思うんですよ。こういう料金すべてトータルしたなかで考えると、この人件費のが安いような気してきちゃうんですけども、その辺の総合的な考え方というのどのように考えてらっしゃるか聞きたいんですけど。

委員長

総務課長。

総務課長

定数管理の関係かなっていう気もいたしますので、いま役場の行財政改革のなかで各係の事務量調査等もいま進んでおります。そして、いま各課の適正人員配置も含めて、定数管理については検討していきたいということで進めておりますので、ご理解願いたいと思います。ただパソコンについてはいまもう使わなければ事務が進まないということがございますので、覚えてやっていかなければならないのかなっていうのはやっぱりあるかと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

委員長

山田委員。

山田委員

それに頼って仕事しなければ全然進まないということも多々あるんでしょうけども、かといって、例えば文書一つ作るんでもね、人件費、1人どれぐらいかかるか予想もつきませんけども、何か1人雇ったほうがこのコンピューター入れ替えして何千万毎年入れ替えだの、ソフトの切り替えだの今度なんというんですかいまXPも4月9日でサポート終わるんでその入れ替えでまた何千万だとかっていうそういう世界よりは何かしらこう人を1人雇って2人でも雇ったほうが安くてお互いに職員同士が楽できるような何かそういう感じがしてきちゃうんですけど、その辺の考え方間違いでしょいかね。

委員長

町長。

町長

私のほうからお答え申し上げますけれども、やはり業務が以前と随分変わってきて、例えば福祉であれば非常に相談業務が多くなって、それに日中とられるという。ただ受けるだけでなく、それを具体的に解決をしていかなきゃなら

ないというようなことで、夜は通常業務をやるというようなかたちでございませし、あるところではやはり会議のテープおこしにも相当時間がかかります。こういったものは、議会と同じようにテープおこしは声で読み取るようなかたちを、そういう合理化をしながらやれるところは委託しながら対応していかなければ、それを全部人件費で雇うということになりますとそちらのほうが相当高上りなのかなというふうに考えておりますので、今後とも、会議等については、そういうテープおこしをできる委託というかですね、そういった読取方式の委託もありますので、そういったことを軽減しながら仕事の煩雑さを合理化していかなきゃならないかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 ほかにございませんか。丹野委員。

丹野委員 委託料の機密処理委託料というのが新しく出たんですけども何か秘密を処理するんですか。

委員長 総務課長。

総務課長 機密情報処理委託料の関係でございませが、これにつきましては昨年度までISOの審査委託料ということで、それとあわせて機密処理委託料ということで計上しておりました。このたび今年の12月15日をもってISOの期間が満了となるなということ、それ以後については更新審査を行わないということにいたしました。その関係で今回新しく機密情報処理委託料、機密情報を衛生組合だとかで焼却処分するのではなく、専門業者にいままで融解処理をして処分をするということ、再生処理をしておりますのでその分だけ新たな名前です予算計上させていただいたということ、ございませがご理解願ひたいと思ひます。

委員長 ほかにございませんか。なければ休憩いたします。

(休憩 午前11時56分)

(再開 午後1時00分)

委員長 再開いたします。それでは、91、92ページ。千葉委員。

千葉委員 6番千葉です。92ページですね、14節使用料及び賃借料のことで、連絡車リース料のことでお伺ひしたいことがあります。今現在の町のほうで使っている、連絡車リース料、それから町自前で町の登録になつて、町が所有している車輛含めて、今現在何台ぐらいで、町の業務を遂行しているのか内訳をち

よっと知りたいんですけども。

委員長 総務課長。

総務課長 連絡車のリースの関係であります。公用車の総台数につきましては一般管理費で計上しているのが28台ということであり。その中で総務課管理での計上台数が14台ということでリース台数については集中管理者では10台ということのリース料であります。

委員長 千葉委員。

千葉委員 実際各担当課によっては結構車がいざというきに出せないという話も何回か聞いたことあるんですけども、この台数で十分カバーできてるのか、それと、多分ないとは思んですけども、いざというとき、最悪の場合個人の車輛で動くようなことは、1回もなかったのか、その辺もちょっと聞いておきたいと思います。

委員長 総務課長。

総務課長 公用車の台数につきましては不足ということもございまして、今年度につきましては集中管理車輛での2台の増車ということで考えております。基本的には個人での使用については、どうしても空いてないときにつきましては個人の使用については何回かはあろうかと思っておりますけれども、それについては私用車許可印をもらって使用するというかたちになっておりますので、ご理解願いたいと思います。

委員長 千葉委員。

千葉委員 私の知ってる範囲でも何回かちょっと個人の車で動いてるんだなというのは見かけたことあるんですけど、そういう場合の費用負担はどのようになっていますか。

委員長 総務課長。

総務課長 特に町外だとかそういうものについて私有車だとかそういうのについてはバス汽車相当というかたちでの計上で経理をしていると思います。

委員長 ほかございませんか。鈴木委員。

鈴木委員 91ページの1節報酬あるいは、7節賃金にかかわってですね、伺いたいと思います。この関係につきましては、平成26年度、25年度よりですね、かなり大幅に、全般的に処遇改善が図られたということの中身かなということで、そういった意味では大変評価するところでございます。そういうなかではございますけれども、若干伺わなければならないかなというところがございまして質問いたします。その1点はですね、この総務管理費の関係での資料をいただいておりますけど、この中で、体育施設費で振内町民センターで25年度1名配置されてきたわけでありまして、26年度についてはゼロということになります。これは配置しないということなのか、また一般管理費の中で、2名減と、いうかたちになっております。これについてもですね、内容等についてのご説明をいただきたいと思います。その他もあるんですけど、まだその二つの点について伺いたいと思います。

委員長 総務課長。

総務課長 それではご質問に答えたいと思います。振内町民センターでの1号嘱託1名が減ということになっております。これにつきましては定年退職を迎えましたので、1号嘱託についてはゼロということに、減ということになっております。振内町民センターとなっておりますが、1号嘱託で共済組合加入ということでございますので、定年でございますので、職員に準じるところでございますので、今後2号嘱託での雇用ということで考えております。一般管理費の減につきましては、通常の一般事務での緊急に雇用した者を正職員での採用ということで、当初1名でしたが3名を採用しておりますので、2名が減ということになっております。

委員長 鈴木委員。

鈴木委員 この振内町民センターの関係のことですけれども、具体的に、比較して見ると、26年度、例えば今2号というような発言をされたと思うんですけど、26年度のこの2号あるいは臨時のどこかで入っているのかなっていうのがちょっとよくわからないので、その辺ちょっと確認させていただきたいなと思います。

委員長 総務課長。

総務課長 はい、2号の中で、一般管理費での一般のところ6名のうち1名が、その振内町民センターから退職者分はここに入れております。

鈴木委員 理解いたしました。続いてですね、先ほど言いましたように全般としてはですね、大変、処遇改善していただいたというふうに思っているわけでありまして

れども、まあ、予算質疑あるいは一般質問というかたちのなかで今までも、委託と言う関係についてはですね、いろいろとはお話をさせていただいてきたというふうに思っておりますけれども、実は、今回この比較表って言いますか、この中でですね、小学校の管理費、小学校業務補助員、これが1名、2号嘱託から委託へととなっております。また、学校給食におきましてもですね、2号嘱託から委託へとという中身になっております。これの中身についてですね、まず伺いたいと思います。

委員長

総務課長。

総務課長

基本的な委託の考え方ということでよろしいでしょうか。小学校での業務補助員、そして学校給食の調理員の退職に伴っての委託ということですが、基本的に委託ということで考えておりますので、継続かどうか、業者での雇用となるかどうかということについてはですね、私どものほうでは、確認はいたしておりません。

委員長

鈴木委員。

鈴木委員

今の答弁についてはですね、正直言って納得できないなと思っております。実はですね、たまたまだったんですけれども、例えば小学校の業務補助員、本当にたまたまだったんですけど、会って、直接お話を聞きました。どういう中身なのかってことで伺いましたら、その方は60歳で定年ということで、十分今まで、働かしていただいたということと、委託へいくと今までよりも給料は下がるし、ここで辞めたいということで辞めましたと、そういうことでお話を伺いました。あるいは学校給食の関係の職員につきましてはですね、貫気別の給食の方だということで、丹野議員のほうにお願いをして、話の中身を聞かせていただいたんですけど、この方も60歳ということで、そういった意味では定年ということでは、あるんですけれども、その定年以降について、働きたいかどうかということについての意向については一切、問い合わせもないというかたちのなかで、委託というふうに、話としてはこういうふうに出ていると、こういうことなんですけれども、私のこの認識間違っているのかどうなのか。今、状況についてはわからないということで、総務課長のほうから話ありましたけど、それについてですね、明確にお話しいただければと思います。

委員長

教育長。

教育長

それでは学校にかかわるということで、現在の質問でございますが紫雲古津小学校での業務補助員の定年退職にかかわっての民間委託、それと、学校給食の調理員ということで、貫気別小学校に現在勤務しておりますけれども、この職

員の補充については民間委託を行っていききたいとの考え方を持っています。これまでもこれらについては、回答はさせていただいているところでありますけれども、基本的に町の行政改革推進大綱等によりまして、学校の業務補助員、公務補等にかかわる職種については定年退職を迎えた後には、これにつきましては、民間委託を行っていくという基本的な考え方のもとに町の行財政改革審議会のほうにも諮問を行いながら、答申を得ているということでございます。一つの町の考え方、民間委託に移行するというところをもって、これらについてはこれまでどおり行っていききたいという考え方でございます。それと、新たに学校給食ということで25年度末で定年退職者がでるとということで、今後におきましても、学校給食調理員ということでは定年退職者が、それぞれ出てくるということになりますけれども、これらについても、やはり町での直接雇用ということでなくて、民間委託を行っていききたいという考え方を持っています。これらにつきましてその考え方ということでは、学校給食調理員ということでは、他に資質能力と言いますか、それらのものをきっちりと持ち合わせた者ということが大前提ということになってまいりますし、いわゆる調理師資格を有しているものが、基本的にその調理の業務についていただくということを私どもとしては、考え方の一つとして持っておりまして、そこにおきましては、学校給食調理員の資質向上ということで民間に委託をするなかで、民間の能力でありますとか、その専門性というものを活用したなかでの体制を図っていききたいということでの学校給食調理にかかわっての民間委託という考え方をしているところでございます。

委員長

鈴木委員。

鈴木委員

今給食の関係についてはですね、調理師の資格というお話をされました。調理師の方、今この2号なってるのは、13名ということで、全体としてはですね、もう既に委託になった部分があったかどうかについてはちょっと承知しておりません。それで、今までも、例えば平小か中かどちらかだったと思いますけれども、定年で退職という方がいらしたかなと思います。そのあとが委託になったのか、それとも補充になったのかということでもありますけれども、今お話されましたような調理師の資格を持った方々をとすることは、満たされた採用になっているということなのかどうなのか。それと全体の調理師さん、13名なのかどうか、後でお答えいただきたいなと思うんですが、その中で調理師の資格を持っている方はどのくらいいるものなのか、ちょっと、まず伺いたいと思います。

委員長

教育長。

教育長

学校給食調理員にかかわってということになりますけれども、現在、小中学校

7校それぞれ、調理員を配置をいたしておりまして、人力的には小さな学校ということですが、50人以下50食以下ということでは1人、あと給食数に応じてそれぞれ2名なり、最大多いところでは4名というようなことでそれぞれ配置をしております。それで、私どもとしても学校給食のより安心安全な提供ということを踏まえるなかでは、やはり調理員資格を有している者を配置をしていきたいという考えをしておりますけれども、すべてが調理員資格を有しているということではございません。各校に、例えば4人を配置をしているということのなかでは1人もしくは2人が調理員資格を有しているということで、4人体制のなかではすべて4人ということではなくてそのうちの1人、2人は有資格者というようなことでそれぞれ配置をしているという現状でございます。それと、ちょっと数的に何名いて、何人有資格者という、ちょっと教育費のところでの私になるかなと思ったものですからちょっと資料、今持ち合わせなくて大変申し訳ないんですけども、後ほどまたお答えさせていただきたいというふうに思いますけれども、約半数ぐらいは有資格者であったというふうに認識をしているところでございます。

委員長

鈴木委員。

鈴木委員

資格があるという方ということになるとですね、委託にまわして資格のある方を獲得したいというのは私はある意味むしがいいのかなと。はっきり言いまして必ず、それはいつも言ってますけども、会社の取り分引きますと、それから給料になるわけですから、資格があろうとなかろうと、とにかく2号嘱託にいたときと比べれば、お金が下がるということについては、当然そういうことは想定される。だから資格があるのであれば、資格が要るのであれば、そして資格を持っているのであればそれなりの処遇をするというのが当然の姿勢じゃないかなと思うんですね。その辺ちょっと教育長の答弁については、私ちょっと納得できないなというふうに思っております。そのことはさておきましてですね、基本的に私何をいつも言ってるのかということ、何でもこう委託委託と、やっていくんだと。それについては、今の答弁のなかで行革なんだと、いうお話がありました。ですけども、私ね、やっぱり、町内にもやっぱり安心して働き続けられる、そして将来にも少しは希望の持てる、そういう仕事の提供というのは自治体もやっぱり考えるべきだと思うんです。そして、処遇改善がほかのところと比べて進んだなかで、なんでこの教育関係のところがどんどんどんどん定年だったら、委託でいいんだってそういう考え方になぜなれるんだと私はそのことが不思議なんです。ですからね、先ほど私のほうから言いましたけど、小学校の業務補助員、この人定年だから、もう十分働いたし、やめると。じゃあ、改めてですね、若い人も含めて応募したい人が、絶対いると思いますからね、だからそういう人たちに、社会保険もあるいは、厚生年金の対象にもなる将来にやっぱり少し希望のあるような職種の提供ということで、なぜここ

で、新たに直接雇用というかたちを考えないで委託と、こういう考え方しかしないのか、とこれ毎度実は言ってるわけで、そういうことがですね調理員にしてもそうだと思うんです。そのことをですね、私は考え方改めていかないと、職場のなかでね、例えば調理員の方だって同じ職場に派遣の人が、派遣っていったら悪いかもしれないですが、委託の人がいる。それから2号嘱託の人がいる。資格はどっちが持っているか、これは別ですけども、委託の人が資格を持って、2号の人が資格がないという場合もあるかもしれない。だけど手取りはといったらやっぱり2号のほうがいいじゃないかと、同じ職場にいて、まあさっき4人ぐらいいる場所もあるというお話でしたけども、そういうふうになるとね、働く人にとって働きがい、本当にある職場っていえるのか、提供してるってことが言えるのかと。やっぱりそこんどこ考えないと職場のなかでの人間関係も含めてですよ、やっぱり、働きやすい環境ということを考えてくださいよという、これはいままでも、毎年のように申し上げてきたという思いがありますので、私はこういうかたちについてですね、基本的に働いていただく、そのルールといいますかね、定年でやめるということになったら、やっぱり町は新たに再募集をかけてやる、それから、定年だけでもう少し働かしてほしいという人は、定数外条例の関係もあるということもあるんでしょうから、それは希望によって、委託会社にひとつ登録して頑張ってくださいというやりかたも、これは私、良いと思うんです。ただ、その委託先だけれども、もういいかなというふうになった場合は、それを委託にそのまま任せるということでなくて、やっぱり町が定数外職員として新たに雇いなおすと、新たに別な人を募集すると、そういうことを基本的にやらなければね、やっぱり働きがいのある職場っていうのが、どんどんどんどんなくなることにつながりませんか。そのことをやっぱり町は基本的にきちんと考えるべきだと、考えなおすべきだというふうに私考えています。そのことが今回の関係で、すぐできるできないということよりも、基本的にそういう考え方を持ってもらわないと、この行革という意味は何なのかと、金のこと、減額につながれば行革につながる、そういうことにはやっぱりならんと、そのことを私常に言ってるんで今の意味合いにおいて私もいろいろ言うところとちよっとあれなんですけども、答弁ひとつお願いいたします。

委員長

総務課長。

総務課長

それでは委託の関係での直接雇用すべきでないかということではありますが、基本的な町の公共施設等の民間委託の基本的な考え方といたしまして、先ほど教育長も申されましたが、施設の管理等にかかわります部分のなかで定年退職を迎えた時点で、簡素で効率的な行財政運営を図るため民間で行える委託できるものについては委託をしながらということのなかで、ある程度スリム化を図ってきております。そして、いままでの民間委託の状況でもありますように、学

校だけではなく公共施設の管理といたしましての役場庁舎だとか、ふれあいセンター、そして中央公民館、そして清掃、そして公用車の運転業務などを委託をしてくれているところであります。委託をすることによって経費の抑制についてもそうではありますが、人員の確保の関係、そして人員管理業務の軽減ということもございますので、そういうことから民間委託を進めているということでございますので、ご理解を願いたいなと思っております。

委員長

鈴木委員。

鈴木委員

先ほど言いましたからあれですけど、行革イコールとにかく経済的に楽になると、町が楽になっても働いてる人たちがね、働いている人たちが条件、いままでよりも不利な条件で働かざるを得ないということについて、町さえ行革できればいいということなのかということ言ってるんです。これ責任のある町長あたりから行革のトップというふうに伺ってますので伺えれば伺いたいと思います。

委員長

町長。

町長

それでは、私のほうから申し上げたいと思いますが、結論から申し上げまして、嘱託職員が定年退職した場合についてはやはり働く意欲があれば民間であれば65歳過ぎても意欲、そして健康であれば働いていただきたいという、そういった思いがございますので、これらについては第4次の行革の推進計画に基づきながら民間委託を取り組んでいるところでありますが、今回も少しずつではございますけれども、資格を持っている者については、2号嘱託を公務員というようなかたちで1号嘱託に改善をしながらやっておりますし、また民間委託で確かに管理費ということで事務的なものとられる分はございますけれども、少しずつ改善をしながら、取り組んできているところでございますので、ただ経費が浮くからということではなく、やはり働く意欲があれば、長く働けるようなかたちの道をさぐるというようなことも一つの考え方で行っておりますし、やはり民間に委託すれば総務課長も言ったように、人事管理業務とか、休暇取得に伴う代替の配置、あるいは病気だとか、けがの対応、研修指導とか、そういったものもある程度そういった業務、欠員ができた場合はすぐ補充できるとかそういうようなかたちで民間委託のほうで非常にノウハウを持っているということで取り組んでございますので、私どもとしてはやはり財政的なことも考えながら、できるだけ民間委託の方々の人件費があまり削減されないかたちで手持ちに残るようなかたちで今後とも、財政的なこともらみながら、取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解を願いたいというふうに思います。

委員長

鈴木議員。

鈴木委員

今町長のご答弁のなかで65歳以上になっても働く意欲のある人が働ける、そのためには委託のほうが都合がいいということも実例としてですね、私そういう側面があることは何も否定しません。否定しないんですけれども、じゃあ例えば今回、その一例として言いましたけども、給食調理員の関係、もう3月、もうすぐ終わり迎えるこの時期にきてもですよ、いま働いている方に対して、これからも働き続けること希望しますか、希望しませんかという問いかけもないという話、それでもう一例のほうですよ、小学校業務補助員の関係の方のお話ではですね、これから、委託のほうからくる方に対して、業務の引き継ぎをお願いしたいと。それはまだ誰という話があるわけではないんでしょうけれども、ですからこれは4月1日以前に業務の引き継ぎってのはこれしなきゃならんことでしょうから、だから当然にしてある程度ですよ、私はこれ推測で言うんですけど、委託という話が出ている以上、既に話としては進んでいるんだろうなと思うんですよ。ですからね、町長が今おっしゃった65歳以上になっても働き続ける意欲のある人は、使える条件になるんですよって言うけれども、いま60歳になった方、そして定年を迎えた方に対して聞いてもいないと。あわないんでないんですか。おっしゃってることと、それがあわない。そして先ほども言いましたけども、調理員については有資格者がほしいんだと、有資格者は、ということでは今回保育士さん方本当に2号嘱託から1号嘱託へと本当に処遇改善いただいて、大変喜んでいただいているんじゃないかなと思うんですけども。そういった意味からいってらですよ、有資格者がほしいのに委託、これだっておかしなことなんです。改めて答弁求めます。

委員長

町長。

町長

これは一般論でありますけれども、町の再任用もそうでありますけれども、これまで5人退職して希望5人するから、すべて、ということではなくて、適材適所というか、適格者であるかどうか、そういう個々詮議の範疇でできるだけそういうかたちで採用したいということもありますけれども、どうしても個々詮議という範疇が入ってまいりますので、いまの現状についてはどうこうとはありませんけれども、そういった選択肢もなかにはあるのかなというふうに考えてございますので、その辺はやっぱり適任者を、やはり民間委託であろうと、町の職員であろうと、そういうかたちになろうかなというふうに思いますので、ご理解願いたいと思います。

委員長

鈴木委員。

鈴木委員

業務補助員の関係ですね、現実伺いたいと思うんですけど、委託されたあとに

ですね、委託先で雇用されたかたちのなかで、業務補助員ですよ、60歳未満の人なのか、60歳以上の人なのか、その辺、どういう中身になってるか伺いたいと思います。

委員長 教育長。

教育長 学校におけます業務補助員ということで、現在、民間委託での雇用者ということにつきましては、年齢的には60歳以上ということになっております。それと、先ほどからお話が出ておりますけれども、これから民間委託を予定をしているということで、現状においてはまだ、今勤められているといいますか、その方々にその声かけられてないとかということでもありますけれども、この予算措置ということ含めて、やはり議会の議決を得た後に、それらについては民間委託会社のほうにお話を申し上げながら、そこのところは声かけをしていくということでございますので、議決前ということも含めましてその対応はしていないということでございますのでよろしくお願ひしたいと思います。

委員長 鈴木委員。

鈴木委員 建前としては多分そういうお答えなるだろうというふうには思います。それはそれで結構ですけれども、ただ働いている人が定年退職を迎える。もうすぐ定年で、そのあと働き続けることができるのだろうか、どうなのかっていうことの、それはやっぱりある意味不安とか希望とかっていうのはあると思うんですよ。そういうことにこの3月になってもですよ、しかもこの委託という言葉で議会に提案、説明しておきながら、まだ本人にその意向も確認していない。そういう話になりますか。

委員長 教育長。

教育長 この紫雲古津小学校での業務補助員、そして貫気別小学校での学校給食調理員ということでの民間委託ということで、新年度からということで、現在の方を雇用するかどうかということについては、あくまでも民間企業での採用ということになりますので、私どもとして、現在の職員に対して、勤める意志があるかどうかということは、それはでき得ないのかなというふうには思っておりますので、この議会議決がいただけたとすれば、これをもって民間会社のほうにお話を申し上げながら、そこで民間会社として、採用していく上で教育委員会なら教育委員会のほうに、基本的にはその会社のほうで人をさがすということにはなろうかなというふうには思いますけれども、そこのところでは教育委員会に対して相談等があったときにはこの方等については、どうでしょうかというようなこともそれはあるかなというふうには思っておりますので、現在の段階で

は、私どもが積極的にその職員に対して雇用、採用、そういう勤めていく意思があるかどうかということの確認はしないということであります。

委員長

鈴木委員。

鈴木委員

そういうことであればね、だからこそ定年退職したあとについては、働き続ける意思があるかどうかというのは先ほどだから町長本当にそういう方も委託をしたときには、働き続けられる可能性があるんでないですかとおっしゃったわけですよ。ただ、その人のいままでの業務成績みたいなことを含めてね、やっぱりちょっとその辺選択の余地はあるかもしれないようなお話だというふうには思うんです、それはね。だからこそ、そういうふうに進められないケースということが、もしそういうケースであれば、定年退職のあとはですね、やっぱりそれこそ有資格者ということも含めて、もう一度やっぱりね、町として新たに募集をかけて求める、委託に単純にまわすということじゃなくて、そういうふうにしてとにかくやっぱり、町内の人が働きたいという人が応募するわけですから、たいていはですよ。その希望、やっぱりこう希望がある職場で働きたいというのがそういう方がたくさんいるわけですからね、そういうことのために、こういうケースというか、職場をちゃんと確保していくっていうのもこれは自治体の大事な仕事じゃないかなと思うんですよ。なんでもかんでも委託ってことではないのかもしれないけれども、それでもう一つ請願審査の結果報告というかたちのなかで、自治体における言ってみればワーキングプアの解消を国に財政的なことも含めて、きちんと法律も含めて、なおしてほしいよという、そういう請願について、委員会は委員全員でもってですね、これを採択として、そして、13日の本会議で意見書案が提出されて、という運びになってるんです。そういうさなかにね、自分の自治体の足元でせつかくの職種を民間に投げ捨てるって言ったら悪いけども、そういうかたちをすることを我々は本当に、言うこととやること違うんでないかと言われるようなことになりませんか。だから私はそのことも含めてね、やっぱり自治体町理事者そのところをしっかりと踏まえてね、こういうことについては、もう少し担当の委員会か町のなかの行政の機関のなかの行革の委員会だけでなく、担当委員会、総務委員会だっているわけですからね、事前にそういうことの話をしながらか、十分協議して話詰めていくようなかたちをとらないと、予算審議のたびに私だってこんなこと毎度毎度言いたくもないですよ。そういうことで、今後ね、これを予算執行ということではなくて、もう少し検討しながら進めさせていただきたいという、希望述べておきますけれども、新年度においてですね、こういう行革の進め方については、改めて委員会のなかでですね、きっちりと議論すべきことではないかなと、今改めて思っておりますので、その辺についてご答弁いただきたいと思います。

委員長

町長。

町長

鈴木委員の申されてるように、今後は慎重に議会とも協議をさせていただきたいと思っておりますけれども、行革の民間委託については今始まったということではなくて、これまで、三位一体の改革、あるいは15年の災害、そういったこと、そして平成の大合併のときから自分たちの職員の給料もみずから賃金を削減しながら、あるいは、行事も二つのものを一つにしたり、委員会も二つにあるものを一つにしたりというようなことで、今日に至っているわけでございます。そういった経過をたどりながらやはり大きなところであれば、老人福祉センターの直営であれば、6千万というようなかたちの赤字を出しておりましたけれども、民間委託をして約4千万ということで2千万削り、今回はおおむね委託料なしというかたちで、これも皆で知恵を出しながら頑張って、財政健全化の維持をして今日に至ってございます。そういった経過をたどりながら行っておりますので、今後ともやはり民間委託にできるところはしながら、やはり鈴木委員さんが言われてるのは、やはり民間委託することによって本人に渡る手持ちが少なくなるだろう、そして、希望の持てない、そういうかたちになるんじゃないかということでございますので、我々も100%すべて改善はできませんけれども、委託するところは委託しながら、また、委託したとしても、ある程度定年退職しても、本人の手持ちがある程度残るような配慮の仕方もしながらこれから、とり進めていきたいというふうに考えてございます。いずれにしても、今、ご指摘がございましたような、民間委託についてはまた平成26年に入りましてもまた議会とも、慎重に協議をしながら、とり進めさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

委員長

よろしいですか。ほか、ございませんか。なければ93、94ページ。安田委員。

安田委員

94ページの7節の賃金でお伺いしますけれども、町有地草刈賃金ということで、金額はたしたことはないんですけども、役場の庁舎内の草刈だと思っておりますけれども、用務員の方がよく草刈っているんですけども、用務員の方の時間外か何かなんですか。

委員長

まちづくり課長。

まちづくり課長

お答えします。この賃金の内容といたしましては町有地ということで、主に町営住宅の空き家の土地ですとか、その周辺で町が刈るべき草刈を主に刈ったときの賃金ということでの計上でございます。

委員長

ほかございませんか。なければ95、96ページ。97、98ページ。99、

100ページ。四戸委員。

四戸委員 3番四戸でございます。100ページのですね、19節負担金補助金及び交付金の地域交通活性化再生総合事業の負担金ですね、要するに、デマンドバスについて伺いたいと思います。この件についてはですね、先日、千葉議員から質問がありまして、また午前中も質問がありました。そのなかで、課長も答弁されておりましたので、ある程度の理解はいたしました。しかしながらですね、このデマンドバスの利用のあり方について、疑問な点がありますので、重なる部分も出てくるとは思いますがあえて質問させていただきます。まず最初にですね、課長に伺いたいのはこのデマンドバスの利用度ですが、先ほど課長も答弁されていましたが、もう一度伺います。本町地区の場合ですね、25年度において、述べ人数はどのぐらいで、どのぐらいの町民の方が利用されているのか伺いたいと思います。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 お答え申し上げます。本町地区におきましては、先ほど申し上げましたけれども、述べで若干補助金等の都合もありまして24年10月から25年9月という実績の数値でございますが、833名の方が述べで利用しているというような状況になってございます。実質的に利用されている、同じ方がというようなことでは、ちょっとその詳細、何人ということはないんですけども、約ですね、この4分の1の人数の方が利用されてて、述べこのぐらいの回数になってるというような認識でございます。

委員長 四戸委員。

四戸委員 今の、延べ人数、人数的なのははっきりしてないのかな、今の答弁のなかではですね。私がこれ2、3日前に聞いた話なんですけども、例えばこれ本町地区の場合ですね、みどりが丘で利用されてる方は10数名、10人程度。それとですね、下のほうですね、下のほうといいましても走る場所が決まっておりますので、荷菜から旧大橋までの間にこれ限られると思うんです。そのなかで、そしたら下の方がどれだけ利用しているか、自分なりに調べてみたら2名なんです。2名が利用しているというのは荷菜地区のほうで2名ということなんですけども、この点について、課長のほうでこの人数、このような把握しておりますか。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり まことに申し訳ありませんが、延べ人数でのおさえしかなかったものですから、

り課長 ちよっとその人数についてはのちほどお知らせさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。実質人数ということで。

委員長 四戸委員。

四戸委員 人数についてはあとからでも結構でございます。それとですね、一番聞きたいのはこのデマンドバスの利用のあり方なんですよ。国からの補助金もらったり、道南バスの兼ね合いがございまして、国道の付近の人は乗れませんよ、と。それで、例えばですね、いま本町地区でやってるデマンドバスの場合は、旧大橋から荷菜までです。それでですね、すぐ近くに小平地区、例えばアベツ。アベツなんかいくとかなりの距離がございまして。町民の方からなぜ私たちが利用できないんですか、こういう不満の声も出てるんです。荷菜地区においても、乗る場所が決まってるからそこまで歩いて行かないとならない。例えば紫雲古津地区、去場地区もそうです。ほとんどの方は、お年寄りが多いんです。利用してる方。車運転できない、そういう面では、良いことだとは思っておるんですけども、結局、町民の間にそういう不公平感が出てくるんです。やはり、今後ですね、デマンドバスの利用のあり方について、行政側も真剣にもう少し考えていかないといけないと思うんですけども、その辺どうなんでしょう。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 お答え申し上げます。こういうデマンドバスを実証運行から始めまして、4年目ということになっておりますけども、当初やはり町民の足の確保というところで、路線バス、道南バスでは足りないところをどういったかたちでカバーしようかというようなことでのデマンドバスの導入ということで、こういう事業につきましては、国のそういった補助制度も利用できるというようなことでの実施というのがきっかけになってございまして、競合路線とかいろんなそのやり方で、例えば運輸局等の許可の問題等もありまして、限られた路線になってしまうというようなところもありますし、それから、全町的にそういうことをやるということが非常に町民側にとっては非常に良いことなんですけれども、やはり経費の面で莫大な経費がかかってしまうというようなところもございまして、やはり人口の集中している地区とかそういうものを選んでやらざるを得なかったということがありまして、こういうことを踏まえて全町的により等しくこういったサービスを展開するということになれば、やはりこのデマンドでは限界があるなということは実証のなかでは、町としてもそういうことを感じているということが正直な話でございまして。今後、こういったことを踏まえて、デマンドバスではどうしても幹線といいたましようか、決められた道を走らざるを得ないと、そこまで来ていただくようなことも必要だということもございまして、やはりもっとこうきめの細かいといいたましようか、ある意味全町的

な網羅をできるような足の確保みたいのをやはり考えていかなきゃならないのかなというところもありまして、路線バスについてもとにかくその乗車率が低下しているというなかでは赤字が拡大してるということでございますので、その分どうしても町の負担にならざるを得ないというところがありますので、そういったところも全部踏まえて、本当に新たな町民の足の確保と言いましょいか、それから、福祉対策と言いましょいか高齢化が進むなかでのそういった施策をそういった側面からも、やはり展開していかなきゃならないのかなということで、いままでのこういったいろんなやり方を踏まえて、課題なり問題が生じている場合はどう解決していこうかというのが、これからの課題かなというふうな認識でございます。

委員長

四戸委員。

四戸委員

課長の答弁で大きな課題である、その辺は私たちもそう思ってるんですよ。先ほどはじめに言いましたように、現在利用してるのはほとんどこのみどりが丘の人であって、10名程度。だから本来のこのデマンドバスのあり方、おかしいんでないかなと私思ってるんです。それで、確かにコストの面考えれば、もう少し足延ばせば去場地区、紫雲古津地区。例えば、距離的にそんな距離ではないですから。例えば小平地区。やっぱりそういう方の町民のやっぱり利便性も考えながらですねやっぱり今後早急にですね、先ほど言いましたように、国の助成金もらって国の縛りもあるかもしれません。さらには道南バスの絡みもあるかもしれませんけども、そういうせっかくやった良いことなんですから、やはりそういう町民の方のことも考えながらですね、多少お金がかかってもやっぱり、早急にやっぱりそういう対策について、考え直していかないといけないんでないかなと思いますけども、その点についてはいかがでしょうか。

委員長

まちづくり課長。

まちづくり課長

おっしゃる通りだというふうに感じてございまして、そういう考えに立てば、小平地区とかそういうところばかりでなく、芽生、旭、豊糠地区とかですね、そういう本当に全町的にどうこういった足の確保を網羅できるかというようなところにたどり着くんじゃないかという気がしてございます。そういう意味では、繰り返しになるかもしれませんが、こういったやり方の問題点とかですね、これから本当に、コストがかかってもというところはありますけれども、ある程度やっぱり費用対効果等も踏まえて、やらざるを得ないところもあるのかなというところがございます。ちょっと別な例ではありますけれども、昨年、ひと月間だけ貫気別地区のデマンドをやったということがありまして、けっこうな利用をいただいたんですけども、目的としてはほとんどが二風谷温泉に通うお客さんという結果になってまして。本当にそういう方が主な対象であればこ

ういうデマンドではなくて、温泉と貫気別間を行き来するような、そういう専用の車輛なんかを用意すればおおむね事足りるような状況も実際にあるということ把握できましたので、そういうところも踏まえて、利用者がどういうニーズをもってどこに行くのに使うのかとかですね、その辺も踏まえて総体的に考えてまいりたいというふうには考えてございます。

委員長 よろしいですか。四戸委員。

四戸委員 何回もしつこいようなんですけど、先ほど貫気別のほうの地区には聞こうと思って忘れたんですけども、今課長のほうから去年ですか、25年度試験的にやって、ということで、現在は振内地区と本町地区にこのデマンドバス。だから、先ほど言いましたように例えばですね、荷葉地区もそうなんですけれども、紫雲古津、去場地区、小平地区、結構農家の方が多いんですよ。お年寄りを抱えて、なかなかお年寄りば病院に送ったり、それから用足しに行けないというようなこともかなり多いみたいです。だからそういうことも踏まえて町民の利便性を考えてやったことだと思うんですよ。このデマンドバス。先ほど言ったように、なぜ、みどりが丘の10人ぐらい、それから本町の2名ぐらいしか使わなかったことが利用されてない。町は、週報等を出してるとは思うんですけども、でもわかんないお年寄りだっけっこういますよ、いま。どこへどうやったら乗れるんだろうか。やはりこの辺のやっぱり周知ももう少し、わかるようにやってほしいと思うし、それから、先ほど言いましたように、もう少し足のばせば去場、紫雲古津、多少これは燃料代そういうものはかかると思いますが、やはりこの辺のことも今後の対策として十分考えていただきたいと思えますけども、課長、この辺どうでしょうかね。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 周知につきましては民生児童委員さんの協議会への周知ですとか、老人クラブ等の会合等にもおじゃまして、周知をしているというようなこともございますが、まだまだ足りないという状況もございますので、その辺はさらに工夫をして周知をしたいというふうには考えてございます。去場地区等につきましては、どれだけエリア拡大してできるかというところがあると思えますけども、26年度もこの地域公共交通の活性化協議会というのが継続的に協議されますので、そのなかで、実はもっと奥の旭、豊糠地区等も含めて議論をするということになってますので、あわせて協議をさせていただきたいというふうには考えています。

委員長 ほかがございませんか。松原委員。

松原委員 7番松原です。100ページの報償についてちょっとお伺いしたいんですけど、この外部専門家の謝金となっていますけれども、謝金、どこに払うんでしょうか。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 お答え申し上げます。外部専門家謝金ということで、新年度320万円計上させていただいておりますけれども、この制度につきましては、総務省の制度を活用させていただくということで、今年度、25年度、第1次の協力隊の最終年ということで、任期切れという状況になって参りまして、さらに第2次、第3次の協力隊も、今3次にかけては募集をしているというような状況でございます。実は外部招聘ということで補正もいただきましたけれども、第1次協力隊の最終年度を迎えて彼らの起業等について、外部的な視点でアドバイスをいただいたというような経緯がございまして、今後そういった協力隊の持つ悩みですとかそういう地域のコーディネーターもおりますけれども、外部的な視点で例えば起業に向けてそういった彼らの思いを現実にしていくということも含めていろんなネットワークを持っているような方をぜひ招聘させていただいて、それらの適切なアドバイスにあたっていただこうかなというようなことでの外部招聘ということで来ていただくときの謝金ということで320万円計上したわけでございます。この財源等につきましては総務省の制度を利用することで、全額特別交付税ということになりますけれども、充当されるということになってございます。

委員長 平村委員。

平村委員 同じ100ページの企画費の中の報酬なんですけど第6次総合計画策定委員報酬等計上していますけれども、この委員の10名の計上はということをするのか、また、その上にも総合計画審議会委員ということで30名の経費も持っているんですけどそのへんどういいう違いがあるのかちょっと。それからその策定委員のスケジュールはどういうものなのか。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 お答え申し上げます。予算の措置といたしましては、現在の総合計画の審議会委員、定員30名ということで年に3回、主にローリングの実施計画につきましてご審議をいただいているというような状況になってございます。27年度で第5期の総合計画が終わるということで、25年度は住民意向調査等も若干手をつけさせていただいておりますけれども、26年度はやっぱり本格的な策定作業になるということも踏まえて、総合計画の第6次の策定委員としても基本

30名というふうに考えてございまして、そのうち20名は総合計画の審議会のメンバーを兼任といいたししょうか、させていただいて、10名を新たな委員として迎えて、第6次策定委員会としては主にその30名で議論をいただくというふうにしてございまして、その3回分を報酬としてみさせていただいているということでございまして。ただ、本格的に審議が始まれば、このような審議会だけではなかなか進まないのかなというところもありまして、今後やり方についてはまた委員の皆さんといろいろ議論させていただきたいと思っておりますけれども、部会の設置ですとかそういった部会の持ち方ですとか、そういうことも踏まえて今後さらに詳細な設計体制を確立していきたいというふうに思っております。

委員長 よろしいですか。平村委員。

平村委員 それはわかりましたけど、次は8節の報償費のなかで、地域づくりインターン事業協力者ということでこのインターン事業というのはどういうものですか。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 これは計上の事業になってございまして、25年度、7回目の事業になってございまして、これは当初は国土交通省の事業というようなことで3大都市圏の主に大学生が大体3週間ぐらいの期間ですけれども、各町村に、全国の町村に入っているいろんなその地域の実情ですとか、できれば農作業とかですね、そういったものに携わりながら地域を理解いただくというような趣旨での事業ということで、もう国土交通省の支援はなくなったんですけども、平取町としても非常に意義のある事業だなというようなとらえで、単独で継続するというところで、この報酬については、それぞれお世話になる農家さんですとか、そういったところのお礼として払うお金を計上させていただいております。

委員長 ほかがございせんか。平村委員。

平村委員 13節の委託料のなかで交流農業体験施設管理委託料にかかってなんですけどこの施設の目的はということをやめるのか、また誰に委託するのかその辺を知りたいんですけど。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 これは数字は伏せてございまして、これ15万円を計上させていただいております、今年度、今日もちょうど新聞で掲載をいただいております、二風谷地区に市民農園といいたししょうか、そういうものを昨年度、事業として造成し

たということで、いま本格的に募集を進めてまして、10区画、特に札幌圏のほうからお客さんといいたいでしょうか、利用者と呼ぼうというようなことでいま進めておりまして、その決まった場合の最初の施肥（せひ）と畑おこしの分、そういったものを地元のそういったことができる業者さんになるか個人になるかちょっとあれですけども、そういったところに委託するというような経費を組ませていただいております。

委員長 平村委員。

平村委員 私も今朝新聞見てまだ予算もあれされてないのにもう募集してるのかなってちょっと疑問に思ったんですけども、まあそういうことなんですか。なんかちょっと新聞みて疑問に思ったんですよ。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 私たちの認識では昨年度造成のための費用を計上させていただいて、執行させていただいたという認識がございましたので、募集も早め早めが良いと募集させていただいております、うちのホームページにも掲載させていただいてます。そういう認識でおりました。

委員長 ほかがございせんか。なければ101ページ、102ページ。丹野委員。

丹野委員 町民税1%事業で要望が多くてたくさんきてるという話を聞いてましたが10万減ってますよね、予算が、去年より。応募が多いのに減らすのと、町民税が1%だと243万ぐらいになると思いますけどこの辺についてはどう考えるんですか。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 確かにですね、年々非常に申し込みが多いという状況のなかで選考にも苦慮しているといったような状況でございまして、私どもとしても、少しでも多い予算というようなことでは思っておるんですけども、確かに厳密に言えば、滞繰も入れると240万くらいになるといってこなんですけども、こういうこと言ったらあれですけども、切れのいいところで、200万ということで、予算計上というようなことをご理解お願いしたいと思います。ここもやはり、今年もかなりの応募数とですね、その状況をみながら、ぜひ来年に向けては少しでも多い予算計上をというようなことでの考えではおりますのでご理解お願いしたいと思います。

委員長 丹野委員。

丹野委員 ということは増やさないということで。そしたらこれ0.08%ぐらい。冗談です。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 26年度予算に関しましてはこの額で、お願いしたいというふうに思っています。

委員長 ほかがございませんか。山田委員。

山田委員 丹野委員の0.08%まちづくり事業補助金ですけれども、このことにつきましては自分も関係する団体で今年度は大変お世話になったところでございますけれども、これの選考委員の任期等についてはどのようなかたちになっているのか。またまちづくり補助金の事業内容をみますと、大変ちょっと失礼な言い方にとられる自治会その他団体もおられるでしょうけれども、単純なちょっと事業で、これ1%補助事業を使っていいんですかっていうようなところでちょっと、長知内の自治会でもこういう事業でいいのかいという話も出たんで、その辺の今後の対策とまたこれを検討する委員会においてもその辺の説明など、今後どのようにしてこの事業内容を精査していくのか、返答願いたいと思います。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 お答え申し上げます。委員の任期につきましては、2年ということで決めさせていただいておりますので、25年に新たな委員会を立ち上げておりますので、26年度は引き続きということになってございます。事業の内容等について、不採択の事業もございまして、一応継続事業としては3年間をめぐりご遠慮願うといいでしょうか、一応継続としては3年間というようなことでのラインを引かせていただきながら、選考しているというような状況でございまして、客観的にみますと、このような事業はどうなんだというようなお考えもあるかもしれませんけれども、あげてくる団体としてはやはりこう、これをやりたいんだというような非常に強い気持ちといいましょうか、そういうものがあるものですから、やっぱりそこはやっぱりある程度尊重しなきゃならんのかなというようにもございまして、選考の仕方としては各委員さんに本当に客観的に点数をつけていただいて、それを集計して平均値みたいなものを出して、それから議論をいただくというようなことになってございまして、やはり個々人で評価の仕方も違いますので、なかなか評価がばらつくようなこともございすけれども、基本的にはこういう事業に申請をしてきたというようなその団体の意

思みたいのを尊重したいというのが、委員会の意向でもありますので、来年もですね、そういうことでの延長線上で評価されると思いますけども、さらにそういったその団体の意向を聴取すべく、できればヒアリング等も実施してやりたいというふうに考えてございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

委員長

ほかございませんか。平村委員。

平村委員

北海道移住促進協議会負担金のところなんですけれども、道内の市町村で体験移住事業を実施しているんですけれども、管内でも浦河町は特に取り組みが好評で多くの方が来町しているようなんですけれども、平取でも役場横の住宅を改修して受け入れをやっていると思うんですけれども、その辺の情報提供と利用実績を知りたいのと、国のモデル事業でもあるようですが、どうせやるのであればもうちょっとお金をかけて積極的にやるべきではないかと思います。近い将来平取町も人口が段々減って、本当にあと10年もしたら3千人なるんじゃないかってラジオで放送されていますけど、やはりそういう少子化とか高齢化の時代に向けて、もうちょっと予算枠を多く取りながら、日高でも浦河にたくさんくるというより平取のほうがもっともっと環境的な、雪も少ないですし、暖かいですし、もうちょっとアピールしながら積極的にそういう行動を起こさないのかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

委員長

まちづくり課長。

まちづくり課長

この協議会の事業等につきましては、北海道全体でこういった移住対策をPRしていこうというような趣旨で組織された協議会ということで、私どももそこに加入していろんなPR等を総体でやっていくというようなことに賛同してでの助成金ということになってございます。平取町の移住対策としましてはもろもろこういった本当に来ていただくというようなことだけではなく、例えば子育て支援ですとか、そういったものも全て移住・定住対策とつながるというような認識もございますけれども、直接的な、今実施している事業といたしましては、移住体験住宅、ちょっと暮らしということで、役所の横に2戸確保して、来ていただいているという状況でございます。昨年の実績をちなみに申し上げますと、利用件数が7件で16名の方に利用されておりまして、6月の下旬から9月下旬まで、約3か月にわたって利用されているということで、ほとんど空きのないような状況で利用されているということです。既に今年度も今、希望を受け付けているというようなところもあるんですけれども、もう既にお断りをするという、日にちが合わないで、お断りをするというような状況もありますので、このへんは本当に口コミ等で広がっていったらということもございまして、このへんも一つの反省として、ただ来てそこにいるということではなくて、ある程度地域との交流なども含めて、さらに平取町にかかわり

なり関心を持っていただくということも考えていきたいなというふうに思っております。それからとよぬかの里というところで昔の教員住宅を提供しているということで、昨年も4軒来ていただきまして、ほとんどが埋まっているという状況でございます。1戸につきましてはこちらに定住したいということで、もう住民票も移している方もいますので、そういうことを考えれば、ある程度こういった策もだんだんと結果を残すような状況になってるのかなというふうに考えてございますのでいろんな浦河なりほかの自治体の例もありますのでそのへんもまたいろいろ私どもも参酌させていただきながら、いろいろな事業に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

委員長 ほかございませんか。なければ休憩いたします。

(休憩 午後 2時05分)

(再開 午後 2時20分)

委員長 それでは再開いたします。まちづくり課長。

まちづくり課長 先ほどのデマンドバスの実質人数について、お答え申し上げたいと思います。本町地区ですけれども、延べ833回の利用で、実質利用者人数は27名というところでございます。振内地区につきましては延べ利用回数471回ですけれども、実質利用人数は29名ということになってございます。

委員長 よろしいですか。四戸委員。

四戸委員 今の27名というのは間違いはないですか。実人数ですよ。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 委託している事業者がおさえてる人数ですので、間違いはないというふうに思います。

委員長 よろしいですか。それでは、101ページ、102ページ。103ページ、104ページ。松原委員。

松原委員 7番松原です。ちょっとお伺いしたいんですけど、104ページの中の報償金だとかこういうその他と一般財源と分かれてるんですけどこのその他ってなににはいつているんでしょうか。

委員長 すいません。どこですか。

松原委員	財源の内訳でおしえていただきたい。
委員長	アイヌ施策推進課長。
アイヌ施策推進課長	はい、この事業につきましては、事業主体そのものが公益法人のアイヌ文化研究推進財団、そちらのほうからの委託費として受けるということになっております。
委員長	よろしいですか。ほかございませんか。なければ105、106ページ。107、108ページ。109、110ページ。111、112ページ。113、114ページ。115、116ページ。116ページの20扶助費、成年後見制度助成費なんです、制度化されて数年経つはずなんです、今新たに20万の計上がありますが、これ何のための費用なのか、お伺いしたいと思います。保健福祉課長。
保健福祉課長	ご質問の成年後見制度助成でございますけれども、平成26年度新たに要綱を制定いたしまして、成人の方が財産を残されまして、病気等によってその意思を表せない状態になった方につきまして、主に司法書士さんが成年後見人として簡易裁判所に申請をしまして、成年後見人となって当該その方の財産処分等をするという制度がございます。平成26年度要綱をつくりまして、そこを最初司法書士さん等を成年後見人にするための初期の手続きは町長の名前、町がやらなければならないというなかで、そのための費用を計上させていただいたものであります。以上です。
委員長	ほかございませんか。安田委員。
安田委員	介護・訓練等の1億1871万4千円の中身をおしえてください。
委員長	保健福祉課長。
保健福祉課長	これにつきましては、各施設、町内町外にある主に障害者福祉施設に入っている方のための療養費、介護するための給付費でございます、金額として1億1871万4千円ということで、相当増えてございます。例えば、厚真のリハビリセンターというのがございますがこれ重度の方が入られる施設でありまして、今回新規2名、平取の方あるいは前住所地の特例と申しまして以前平取にいた方が入られるときに平取に請求来るわけでございますが、2名の方で年間1千万ほどの請求が来る可能性がございます。そういった部分で年々増嵩、相当金額として高くなっています。いわゆる社会福祉費における自然増と言われ

ているものでございまして、年々この金額が高くなることによりまして、20節の扶助費が、昨年1億3850万4千円でありましたところが、本年は1億5618万4千円と、昨年比で1768万ほど増嵩している状況でございます。以上です。

委員長 よろしいですか。ほか、千葉委員。

千葉委員 6番千葉です。同じく116ページの貸付金の項目でお尋ねいたします。社会福祉資金貸付金、なかなか我々のほうには目が届かないというか、実態としてどうなのかなというふうに最近思っています。ということは、この貸付金の場合には確か上限が10万円の1人当たり貸付金額だと思うんですけど、今の時代どうなんでしょう10万円で例えばもう少し保証人とかしっかりしてて、いわゆる本当の意味で正しい、返済できる方の判定は、私もうちょっと上限設けてもいいのかなというふうにも思っているんですけど、その辺のことでなにか要望とか聞かれませんかね、実態を教えてください。何人借りてどうなるか、平均ここ2、3年の状況を含めて実態をお知らせください。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 お答えをいたしたいと思います。社会福祉資金貸付金でございます。千葉委員おっしゃられるように、上限10万円であります。17人分、17件分で予算として170万。ここ数年この執行状況はほぼ、というか100%、17件、そこで予算の財源ということもございまして、これ上限増やしますと件数が下がるということもありまして、そういう理由と、今おっしゃられた、要望については特に10万円が少ないのもっと多く貸してくれという具体的な要望は今のところはきておりません。上限を上げるというよりも、やはり件数を増やす方向で検討するのが方向性としては、いいのかなというふうな考え方を持っておりますので、財政当局とも今後協議させていただきたいというふうに考えてございます。

委員長 千葉委員。

千葉委員 それと福祉資金の貸付のいわゆる貸し出し理由なんですけども、主にこれやっぱり生活費というかたちでの理解でよろしいんでしょうか。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 はい、おっしゃるとおりです。生活に一時的にお困りの方が多いために、お貸ししているという状態でございます。以上です。

委員長	ほか、平村委員。
平村委員	115ページの8番の報償費の中で地域文化資源等のネットワーク形成協力隊報償費とあるんですけども、これはどんな仕事をするというか、何名でどういうことをやるんでしょうか。
委員長	アイヌ施策推進課長。
アイヌ施策推進課長	これにつきましては地域おこし協力隊を採用するという予定で現在進んでおりまして、3名の方の月々報酬17万円かける12か月ということにより612万円というふうになってございます。以上です。
委員長	よろしいですか。平村委員。
平村委員	115ページの地域文化資源等ネットワーク形成事業について、これは予算の名目が変わったということですか。地域おこし協力隊活動支援業務委託料って、委託のどこにあるんですけども、その報償費の方は、こちらでその人たちに払うということなんですね。
委員長	アイヌ施策推進課長。
アイヌ施策推進課長	ただいまのご指摘のところ13の委託料において、地域おこし協力隊活動支援業務委託料というふうになってございます。これにつきましてはですね、3名の方を採用いたしまして、その方々の就労ですとか、あるいはその雇用にあたっての調整、そういったことについてですね、コーディネートをお願いすることになっておりまして、そちらのほうのコーディネート料として、委託料を組んでございます。1名につき150万組んでおりますので、トータルとして450万円の設定となっていてございまして、予算書に記載されておられませんけれども、計上としてはそういうかたちで考えています。
委員長	よろしいですか。ほかございませんか。なければ117、118ページ。丹野委員。
丹野委員	20節の扶助費で、高齢者入浴等補助金1364万円、この補助金は、どのような補助なのかということ、説明書の17ページにも同じ項目もあるんですけど、金額が違うんですけどこの違いは。
委員長	保健福祉課長。

保健福祉課長 お答えをいたします。高齢者等入浴料助成金であります。現在、建築中のびらとり温泉に入る65歳以上の高齢者の方に対しまして、年24回、24枚の無料券を配布するという事業であります。入浴料が450円、その年24回で、高齢者及び障害者、合わせて1800人、利用率見込みが70%で計算いたしまして、1360万8千円となっております。ご質問の予算説明資料の数字の相違につきましては、ただいま申し上げました経費に、その券の印刷と事務費が入っておりますので、その分が異なるということでございます。

委員長 ほかございませんか。平村委員。

平村委員 116ページに戻るんですけど、負担金補助及び交付金の中で、平取福祉会交付金の中で平取福祉会創立30周年記念事業補助金と25万円あるんですけど、これは、町としてどういうのでここに補助をするんですか。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 お答え申し上げます。平取福祉会が平成26年度創立30年を迎えるにあたりまして、社会福祉法人平取福祉会において記念事業を催すという計画、補助金の申請がありました。総事業費が150万円あります。内容は、記念誌の製作及び関係者を集めて記念式典を行うというものでございます。それに対して、町は平取福祉会にご案内のとおりかつら園あるいはデイサービスセンター、あるいは、障害者支援施設すずらん等々、平取の社会福祉に関しまして、大きな業績を残されているという団体でございますので、町といたしましてもこれに対して、25万円の補助金を支出するというところでございます。以上です。

委員長 平村委員。

平村委員 町のほうにそういう要請がきてるらしいんですけども、いろんな面で福祉会にも予算の中で施設を直すとかそういうことで補助をしているなかで、自分たちの中でやっていけなかったらこんなことやる方法もあると思いますので、いろいろこの間も議会でも問題になりました、いろんな事件が起きたときには、議会のほうにはまだいまだかつて答弁もされていませんし、そういうこの記念式典だとかそういう不足の分のときには、町の一般のほうから補助金を出しているのに、こういう記念式典なんかにはそういうのは必要ないんじゃないかと思えますけれども、どうなんでしょう。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 これにつきましては、町といたしましても検討をいたしました。今おっしゃった内容、事件の部分のことは、このときには申請のときにはもっと前の話でしたのでなかったのですが、いずれにしましても、町としてこの福祉会、30年間にわたって、町民の社会福祉に関して大きな貢献をされているという実績、事実を受けとめまして、150万円のうち25万円というなかで補助させていただくのが適当であるというふうに判断をいたしましたものであります。以上です。

委員長 よろしいですか。なければ117、118ページ。119、120ページ。121、122ページ。123、124ページ。125、126ページ。松澤委員。

松澤委員 3款2項1目7節賃金、臨時職員賃金ですが、これは消費税8%になるので子育て世帯への影響を緩和するため事務量が増えるため、臨時的なものっていうふうにならざるを得ないというふうな状況でありますが、このことだけにこの方を雇うんではないかと。それと、そうすると何か月間だけとかがついている期間つきのことになるんじゃないかと。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 申し訳ありません、これについては後ほど、精査しまして・・・申し訳ありません、一度・・・

委員長 後ほど答弁いたしたいと思っておりますよろしく申し上げます。ほかございませんか。127、128ページ。129、130ページ。131、132ページ。133、134ページ。135、136ページ。松澤委員。

松澤委員 すいません、131ページに戻っていただけますか。すみません。4款1項2目8報償費なんです、25年度乳幼児健診心理相談講師謝金16万円とあったんですが、今年は乳幼児健診に心理士等委託料とありますが、金額は倍以上となりますが、内容はこれ、関連するような内容なんじゃないかと。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 25年度に計上いたしました幼児心理相談講師謝金、これがなくなったことによりまして、15万円の減ということになってございます。それと先ほど松澤委員からご指摘があった部分についてお答えを申し上げます。平成26年におきまして、臨時福祉給付金というものが国の政策で100%国の財源で行われますけれどもそれにあわせて子育て世帯臨時特例給付金給付事業というも

のがございます。これにつきましては、2月5日に開催されました産業厚生常任委員会においてご説明申しあげておりますが、消費税が8%に引き上げられることによりまして、子育て世帯への影響を緩和し消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置を行うということで、その事務に従事する臨時職員を雇用する経費の予算であります。

委員長

松澤委員。

松澤委員

このことはわかってるんですけども、その臨時的に雇われるということで、その仕事だけで終わるものなのか、それで80何万というので何か月間だけという期間つきの雇用となるのかってということをお聞きしたかったんです。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

おおむね6か月の雇用の予算でございますのでよろしく申し上げます。

委員長

松澤委員。

松澤委員

それと先ほどのですが、心理相談講師謝金っていうのがなくなりまして、今年、乳幼児健診心理士等委託料っていう名前にちょっと似たような名前で委託料のほうにあったものですから、内容的に去年と同じものなのか、それで予算もちょっと倍になっているので、どのようなかたちになったのかお聞きしたかったんですが。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

お答えをいたします。25年までは、個人に支払っていたものであります。これは、臨床心理士さんに来ていただいたものでございまして、組織、ちょっと名前は今ちょっと資料持ってなくて申しわけないですけども、来ていただくところの団体がありまして、そこに対して委託をして来ていただくことになったことによりまして、その科目を替えたということでありまして、以上です。

委員長

松澤委員。

松澤委員

金額が倍額になってるんですけど、内容等がちょっと深くなったとかそういうことはありますか。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉課長 金額の増加につきましては、この臨床心理士さんが来ていただいて療育、具体的には子ども発達支援センターで療育をしていただくんですけれどもこれが大変好評で効果的であるという評価をいただいていることから、この回数を増やさせていただくことによりまして、金額の増加をいたしているところでありませす。以上です。

委員長 ほかございませんか。四戸委員。

四戸委員 ちょっと戻っちゃうんだけど、ごめんなさい。134ページです。ごめんなさい、ちょっとお聞きしたいことあるものですから、よろしいですか。すいません。134ページの12節、13節の役目費、手数料、委託料、これは、12節についてはシカ900頭分、13節については、シカ1800頭分かなとは思っておるんですけども、その19節のですね、ヒグマの奨励金なんですけども、これ15万、何頭分みてるんでしょうか。

委員長 町民課長。

町民課長 ヒグマについてはで15頭でございます。

委員長 四戸委員。

四戸委員 15頭というと1頭1万円ということですね、去年25年度の秋頃ですね、町でもいろいろ広報していた大きなクマが、ゴルフ場の下の沢で、去年捕獲されました。かなりの2メートルぐらいあって、体重もかなりあったそうでございます。それでですね、これ猟友会から頼まれたわけではないんですけども、シカを獲るとクマを獲るとはもう雲泥の差があると思うんですよ。クマを獲るとなるとやっぱり命がけですし、当然体をいつクマにやられるかわかんないような状況でクマを獲る、そういうなかでね、これ1頭1万円というのは少しの安すぎるんでないかなっていう私の考え方っていう、もう少しこれ出せるような状況にならないんでしょうか。

委員長 町民課長。

町民課長 そういうお話はいろいろございますが、基本的には管内で、日高管内の中である程度取り決めして、1万円ということのなかで、今実施している状況であります。それで、捕獲料としては1万円ですが、例えば有害駆除のときに箱わなとか、そういう設置の分に関してはまた別の猟友会の委託料の中でまた支払っているというような状況でございます。

委員長 ほかございませんか。平村委員。

平村委員 134ページの19節の負担金補助及び交付金の中で平取町外2町の衛生組合施設費の中の負担金で今年度は430万ほど増えているんですけども、この増加した分の内容は何なんでしょうか。

委員長 衛生組合事務局長。

衛生組合事務局長 それではお答えしたいと思います。430万ほどの増嵩分でございますが、全体で2451万8千円、衛生施設組合で25年度から26年度にかけて、増となっております。その中で、事業費の中で、焼却施設処理費、これで工事費の増、それから、破碎処理施設費、同じく増嵩になってございます。また収集業務管理費、この委託関係、それから資源処理施設費、こちらのほうでも委託をかけてるわけなんですけど、5%から8%の消費税増ということで、この部分で増嵩となっているところでございます。それで、平取町への負担金として、按分計算をしまして430万ほどという状況になってございます。以上でございます。

委員長 よろしいですか。ほかございませんか。千葉委員。

千葉委員 同じく134ページ、7節賃金なんですけども、最近あまり耳に入ってこないんですけど不法投棄の部分なんですけども、現況というか今年度、昨年度あたりの現況どうなのかなというのが、処理賃金1万6千円しかみてないんですけど、その実態が知りたいのと、それと、二つ同時にお答えいただきたいと思いたすんですけども、委託料の部分です。13節の。環境衛生業務委託料の部分、これちょっと私内容ちょっとつかんでないもんですから、その実施内容、それから内訳等お知らせいただきたいと思いたす。

委員長 町民課長。

町民課長 まず賃金のほうですが、1万6千円ということで計上しておりますが、昨年度も不法投棄の関係でだいたい10件程度はあります。その中で実際うちの職員が行って、数が少ないというより、量的に少ないのでうちのほうで行って処分しているというような状況でございます。それと13節の委託料の部分なんですけども、環境衛生委託料ということなんですけども、これは斎場の委託料ということで上げております。人件費やら施設の中の清掃も含めたなかでの委託料ということで計上しております。以上です。

委員長 ほかにございませんか。山田委員。

山田委員 同じく134ページ、野生大麻処理賃金1万3千円ですね。先日新聞に平取町も仕事のない、産業のない地域でございますけども、大麻でまちづくりという、ちょっと極端で笑い話みたいな話なんですけども、そういう町も出てきました。平取町がどれぐらいの大麻の処分をしているのか、警察にいても警察のほうで処分してくれる部分もあるんでしょうからそれぞれの、この1万3千円といったらどの程度のものなのかわかりませんが、町全体にみて大麻の生息面積っていうのかそのへんのことちょっとわかるかどうか。お聞かせください。

委員長 町民課長。

町民課長 大麻の生息面積というのはちょっとこちらも把握しておりません。年間、25年も4回ほど出動しております。旭、岩知志ということで通報がございまして、警察、また保健所というかたちで一緒に行って、全部採っているような状況でございます。

委員長 山田委員。

山田委員 前段申し上げたお話ですけども、そこまで商売になるかどうかという問題ですけどいろいろ困難な犯罪者が増えてどうにもならん町になるか、それともこれが医薬品として、どういうものになるのかわかりませんが、それで儲かる企業づくりになるか、そのへんも含めて今後検討してくださいとも言いませんけど、頭の隅っこに置いていただいて、どうかこういうものも自然を利用したなかでのまちづくりの一つになるんじゃないかという、方法もございまして、今後考えていってほしいなと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 私も新聞報道等で把握しておりまして、大麻というと悪いイメージというのは、日本ではそういうところが多いですけれども、いろんな事例等も参酌しながら私どもの町でも考えていきたいと思えます。

委員長 ほかがございせんか。なければ135、136ページ。四戸委員。

四戸委員 3番四戸です。135ページのですね、11節の修繕料、今年の場合はこれ火葬場の屋根の補修かなと思ってるんですよ。で、私が言いたいのはですね、前にも言ったことあるとは思いますが、要するに待合室なんです。家族の多い方もそうなんですけども、最近不幸なことに不幸が結構多くなりまして、重なる場合もあります。夏場の場合にはですね、外に行っても間に合うん

ですけども、どうしてもやはりお年寄りも多いんですけども、椅子に座る部分のどこもあるんですけども、ちょっとやっぱりいつも見ても狭いような感じがするんですよね。で、火葬場の待合室もかなり年数はたってきておりますけども、もう少し、ゆとり持てないのかなと思うんですけども、このへん、これから先に向けてどう考えてるのかちょっと伺いたいと思います。

委員長

町民課長。

町民課長

お答えいたします。確か去年もそういうふうな、ご質問があったと思うんですが、年間、今年ですが火葬場を利用した方が今のところ、大体60件くらいでございます。その中で、2件だぶる日が大体5回、5件ほどございました。その中で、実際冬場にかけては約2件くらいというような状況になってます。それで、確かに中としては狭いのである程度時間をずらしながら、そういう対策をとってやっていますので、そのへん何とかご理解をいただきたいなというふうに思います。

委員長

四戸委員。

四戸委員

そういうやりくり、そういうことについては理解はできてるんですよね。しかしながら先ほど言ったように、古くもなっているんですけれども、やはりもう少し、例えば横になるお年寄りも多いもんですから、横になるっても横になれない。例えばお年寄りの方は食事するときには、座ってできない方が今多くなって、なんていうんですか、座って食べるテーブルですか、それ、一部分はあるんですけども、そういうものも含めて難儀しているようですので、今すぐやれということでないけども、年々やはり亡くなる方も多くなって、やっぱりそういう不幸も重なることもありますから、すぐでなくても考えていってほしいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

委員長

町民課長。

町民課長

お答えいたします。確かに年数も今年で38年ですから結構老朽化もみえてますし、そんなに中身的には修繕とか行っていますので、そのへんは大丈夫かなとは思いますが、ただなるべく、重なったときはなるべく協議しながら、時間帯をずらしながらやっています。それとあと、本年度椅子とかそういうのを少し購入して、なるべく皆さんにご迷惑かけないようなかたちでやっていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

委員長

町長。

町長 最終の場所というようなことで、我々も大変気を使いながら不便をかけないようにしてございますが、いろいろどうあるべきか、今後調査しながら、第6次の計画の中でもいろんな声を聞きながら対応したいと考えています。

委員長 よろしいですか。ほかございませんか。なければ、137、138ページ。139、140ページ。

委員長 千葉委員。

千葉委員 16番千葉です。139ページのほうの13節委託料の関係なんですけども、配水管清掃、これとは直接関係のない質疑なると思うんですが、関連していると思うんですけども、雑排水全般に対しての質問かなと思うんですけども、15節工事請負費のように、処理場の施設が相当年数たってきて、修理や補修が必要な時期に向かっている。年度ごとに予算をつけてやっていかなきゃならない。排水管清掃もそうなんですけども、実は雑排水の場合も、われわれ私もちよっと工事やった一人で中身よく存じ上げてるんですけども、やはり勾配がついてる事業、要するに水道管は勾配全然関係ないんですけども、勾配がついて管ごとのたわみが相当場所によっては出てきているということで、塩ビ管を使ってる生活雑排水ということなんですけども、その辺の地区ごとの傷み具合とか、あるいは補修、それから人工のいわゆるマンホールの傷み具合とか、もうそろそろちよっとひどいなという場所も私見受けられてるんですけども、その辺は将来に向けて一括して年度ごとの補修とか修繕やっていく予定があるのかどうなのかその辺の現況も含めてお知らせいただきたいと思います。

委員長 建設水道課長。

建設水道課長 それでは今のご質問でございます。雑排水処理施設、ご承知のとおり排水ですので、水道と違って漏水があっても、どこにも出てこない。というのが現状でございます。ですからなかなか漏水の程度は把握し切れないというのが正直なところであります。ただ現実には使用者が「このごろ流れが悪い」とか、そういう場合には、もちろん私ども現地へ行って柵の点検なんかすると、どことどこ、柵と柵の間詰まっているなど分かりますので、それを業者をお願いして管清掃をして復元をするという、そういうかたちで対応している状況でございます。特に排水管の清掃業務委託料につきましては、特に営業等をしている食堂とか、そういう飲食店関係さんで、そこは脂分も多くて、それで詰まりやすいということで、この排水管の清掃業務委託とは、そういうところを主にやっている委託料でございます。そういうことで水道管と同じように将来的には、排水管の敷設替というのは必要かなと思うんですけども、正直なところ、どこが漏水しているかと言われても、全く表に出てこないもので、私どもも把握

できないというのが現実でございます。水道であれば、地表に出てくるということもありますけど、雑排水もたまには出てきますけど、ほとんど出てこないってことがあったりしてなかなか実態が把握できないということでもあります。そういうことで施設については、処理施設については町内18か所ございまして、この回転盤だけが2年に1回更新していったってということで、施設そのもの、建物についてはそう老朽化というのはないんですけど、円盤だけは定期的に取り替えるということで、2年に1回、数千万円の予算を組んでやっているという現状でございます。そういうことで、雑排水の排水管については、今申し上げたとおり、なかなか整備計画をつくるというのは現状では難しい状況にあります。

委員長

千葉委員。

千葉委員

実際のところ先ほど私勾配の話しましたけれども、本当に微妙な勾配なんですよね。場所によっては本当に緩やかに流れていく、ということは今課長が申し上げたとおり、油の成分とか不純物が非常に多いと底によどんで溜まりやすいというのが雑排水の特徴でもあるわけです。ただ、ひとつ懸念されるのは例えば、前川課長が住んでおられる、青葉台含めて、住宅が密集してくると最初に入れたその本管含めてですね、家が建ってくると当然、私線の引き込みが増えてくる、そんななかで、そういった住宅が急激にふえてくるような場所に関しては、そんなにないんですけども、今言ったとおり、町道認定こないだ受けた、青葉台、あの辺の通りが多いんだと思いますけど、その辺は一応ですね軒数が増えてくる、世帯数が増えてくるということに対しては、本管の使用能力も含めてですねやはりきちっと検査していく必要もあるのかなと思ってます。それと、古くなった、その排水管のことなんですけども、掘り起こしてみないとわからないという分というのがかなり私もあると思うんですけども、やはり近年聞かれるのは、臭いが、私線、要するに住宅との引き込みだけの臭いに収まっていない。やっぱり引き込みを直しても、何か本管に通じるあたりがやっぱりたわみがあるのか、けっこう臭いしてくるよっていうところも出てきてますんで、早期点検とはいかなくても、地域ごとにもしそういった声があがれば、やはり点検業務というんですか、監視業務というんですか、やっぱりそれを強化してもらいたいなと思ってますけど、その辺のちょっと考え方を伺っておきます。

委員長

建設水道課長。

建設水道
課長

先ほども申し上げましたとおり、流れが非常に悪くなったってようなことの連絡がありましたら、私ども現地に行って現場確認して、その対応は十分やっております。それと今言われたとおり、臭いがあっても結構苦情が来ます。

最近臭いがするんですけどちょっと変じゃないですか、ということになれば、私どもそのときも行って対応しています。そういうときは、漏水しているという可能性は十分あります。枡へのつなぎこみがうまくいってなくてというのはあります。そういうときも時と場合によっては枡と枡との間の排水管の取替なんかもして、対応を十分にとっておりますので、そういうことでこちらから具体的に調査して、漏水箇所を見つけ出して対応していくということはなかなかないんですけども、地域住民の方からそういう雑排水処理の臭いがするだとか流れが悪いといった場合にはきちんと私ども対応しておりますので、当分の間は、通常の維持管理も含めて、苦情があるときにはきちんと対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。それと、私どもの住んでいる青葉台の関係につきましては、処理能力的には十分持っています。排水管も200ミリの管を使っていますので、施設のには全然問題がないようになってます。水道については、家が増えてきたら水圧が下がってきたという苦情はいっぱい来ますけども、雑排水の流れが悪くなったという苦情はございませんので、心配ないと思っております。

委員長 ほかございませんか。なければ141、142ページ。143、144ページ。松原委員。

松原委員 143ページの1番の報酬費なんですけど、この農業後継者花嫁相談員の報酬ってなってますけども、これ、花嫁対策についてはどのようなかたちでですね、今実際どういふかたちになつてゐるのか説明をお願いします。

委員長 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長 143ページ、報酬費の特別相談員の報酬の関係でございます。まず金額につきましては、1人5万円ということで報酬費予算化しております。業務内容につきましては、昨年度におきましていわゆる都市とこちらの男性の方々の、いわゆる婚活あったわけですが、そのときに参加をしていただいて、アドバイス等々もいただき、あわせて全道の会議等もございまして、そちらのほうに出席をいたしまして、研鑽を広めてこちらに持ち帰って活かしていただくというような部分で、活動を行っているところでございまして。以上です。

委員長 ほかございませんか。四戸委員。

四戸委員 144ページ、13節の委託料、町営牧場の鹿柵について、伺いたいと思ひます。当初、今河川の方がだいぶ遅れてまだ工事が完成してゐないのかなと思ひますけども、当初3年計画で町が、国から補助金をいただきまして、やっていた事業と思ひますけども、今回ですね、この町営牧場について特定財源み

ますと、もう国からはあまり出ていない、特に一般財源が2800万少し、それからその他の財源はわかんないんですけど、これ遅れた、なぜ、この町営牧場がこういうふうに国の助成金あるなかでできなかったのか、その遅れた理由とその特定財源の1600万は何なのか、その辺について伺いたいと思います。

委員長

産業課長。

産業課長

お答えいたします。町内の鹿柵整備につきましては、24年25年で整備を行いました。これについては国のほうからの交付金をいただいて実施をしたというかたちでございます。今回載せております、町有牧野の鹿柵整備につきましては、同じ鹿柵整備でありますけれども、牧野の牧区だけを囲むかたちになっておりまして、国からの交付金がかかる部分については、一個人ですとか特定の人間だけのために囲う事業については対象にならないということなんですよね。要するに地域全体でやって多数人数がいる場合に、その事業として認められるというかたちになっておりますので、この予定してる牧野の鹿柵を巻く部分については、牧野の新5牧区という場所です。すずらん群生地を斜め下と言いますか、川沿いのほうになってるんですけども、そこの牧区を囲うということになってますので、受益者といいますか、それが町の牧野だけになってるんですね。そのために国の事業を受けられないようなかたちということになってございます。それでこの事業につきましては町単費で実施をするというようなかたちになってきておりまして、この事業については総合計画の中にも書いてありましたけれども、26年27年28年29年まで継続して、牧野のほうは実施をしていきたいということで計画しているというところでございます。ここに載っております、その他というのはこれ全体の事業の中のその他の財源ということなので、鹿柵の部分ということではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

よろしいですか。ほか、千葉委員。

千葉委員

6番千葉。同じく13節委託料のことでお伺いいたします。町営牧野の管理委託料でございますけれども、今現在何人でいわゆる作業、運営がなされているのか、それとピーク時が何人いたのか、今のその人員の体制、今現在私とらえてるところでしたら3名だと思っておりますけれども、その辺どうなんでしょうね、その3名の誰とは言いませんけど結構作業が大変なんだよってようなことも聞かれていますけれども、これはもう委託料の金額とは関係なしにですね、運営体制として今現実的にこの3人で間に合っているのかどうなのか、その辺のことちょっとお伺いしておきます。

委員長

産業課長。

産業課長

人の関係につきましてはおっしゃるとおり3名で行っているようなかたちでございます。町有牧野のほうですね。それで間に合っているのかといいますと、間に合わせているような状況になってございます。畜産公社の決算等も、毎年産業厚生常任委員会のほうで説明させていただいておりますけれども、ここ2年あたりは原発の風評被害の関係で保証金が入ってきているというようなことで、牧野の収支自体は黒字になっているような状況でありますけれども、これにつきましても、25年度でほとんど支払いが終わって、26年度は見込めないというかたちでございますので、なかなか厳しい状況になってくるかというふうに思っております。また牧野の人員につきましても1名は町の職員、あと2名については畜産公社で採用して町のほうから補助をしているというかたちになっておまして、町有牧場の管理委託料についても3名分の人件費相当ということで出している部分でございます、1名の方もかなり年配になってきておまして、人件費、給料についてもかなり高い部分になってきているということで、これは人ということじゃなくてそういう給料体系になっておりますので、かなり経営の部分では圧迫してきている部分ではございます。また3名でやっておりますので、時間外の勤務というのがかなり、早朝ですとか休みの日とかに出で業務を行っているという関係で、その部分もかなりかかっている部分はございます。畜産公社の経営内容を精査しながら、より良いかたちの畜産公社、畜産振興に寄与できるようなかたちのものを行っていきたいという部分と、経費の部分でかなり悩むところではございますけれども、現状ではこのようなかたちになっておまして、今いる先ほど言った町職員の部分もあと1年ほどで定年退職を迎えるというかたちになっておまして、その後についてもとって2名ではやっていけないという状況になっておしますので、その後の部分についても再任用ですとか、公社自体で採用しながら人件費については押さえながら行くだとか、いろんな方法があると思いますので、検討していきたいというふうに考えております。

委員長

千葉委員。

千葉委員

今課長答弁してくれた通り、人員が3人が正しいのか4人が正しいのかということは別問題ですけども、実は労働基準監督署のほう出向いたらよくわかるんですけども、畜産関係、それから軽種馬の関係の事故、それからいわゆる年間の死亡事故も含めてですね、今現在は建設業一般よりもかなり多いんですよ。軽微なけがもあるんですけど、骨折とかそんなことも含めてなんですけども、先ほど言ったように日曜日とかですね、時間外の労働に対して、やはり基準の中にきちっとおさまるようなかたちだけでもですねこれはやっぱり公社としてももちろんそうなんですけど、町のほうとしてもやはりそのへんは、きちりと中身を精査して指導していく必要があると思いますのでどうか事故のないよ

うにだけ努めて、予算に見合ったかたちのなかで運営してってもらうことを望んでますけども、そのへんよろしくお願ひしたいと思ひますけども。

委員長

産業課長。

産業課長

委員指摘のとおり、その部分に気をつけながら運営をしていきたいというふう
に考えております。ただ今おります場長といいますか、かなり責任感が強いとい
うこともありまして、そういう早朝の部分ですとか、日直部分をかなり自分
の負担にしてやっているというようなこともございまして、その分が心配され
るところであります。ただ公社の事故等につきましては、人的な部分について
は重大な事故はないところなんですけれども、昨年に比べまして牛等の事故が
若干24年度に比べて25年若干起きているという状況もありますので、その
へんも含めてきちんと運営をしていきたいというふうに考えております。

委員長

よろしいですか。松原委員。

松原委員

7番松原です。同じページ、144ページの8節の報償費なんですけども、ホ
ッカイドウ競馬この平取町長杯、これ7万円なんですけれども、これ7万円で
経営、ホッカイドウ競馬だとか軽種馬に関してのPRですね、これで済んでい
るのかどうかお伺ひしたいんですけど。

委員長

産業課長。

産業課長

お答えいたします。この補償費についてはホッカイドウ競馬の中の平取町長杯
の生産者賞ですとか騎手ですとか、馬主さんへの賞金ということになっており
ますので、例年この金額でやってきているので26年度もこの金額で行いたい
ということでございます。

委員長

松原委員。

松原委員

PRとかはどういうふうになっていますか。平取の町長杯だとかいろんな関連
ありますよねその要するにほかのこの町のPRだとか、そういう関係でま
た。

委員長

産業課長。

産業課長

お答えいたします。平取町長杯のPRについては、町内については週報等でも
PRをしてきておりますしホームページ等でもPRをしていくと。ホッカイド
ウ競馬自体はその日に平取町長杯ですとか、日高の町長杯ですとか、JA何々

杯ということでありましてということで、ホッカイドウ競馬自体でPRを行っているというかたちになってございます。

委員長 ほかございませんか。なければ145、146ページ。平村委員。

平村委員 145ページの委託料なんですけれども、農産物加工場管理委託料ということで300万出てるんですけども、これは振内トマトジュース工場って説明受けたんですけども、農協で使っているのに町のほうで300万も管理費を支払う理由は何でしょうか。

委員長 産業課長。

産業課長 お答えいたします。おっしゃるとおりこの農産物加工場管理委託料については振内トマトジュース工場の管理委託、JAのほうでやっていたということなので支払いをしているところでございます。実際に利用してトマトジュースをつくっているということで、何でそのつくっているところに町が管理の委託料払うのかということなんですけども、施設自体の管理をしていただいているということで、施設の使用料ですとか土地の利用料については別に使用料で受けているようなかたちになっておりまして、差し引きしながらの金額になってきているというふうになっておりますので、ご理解いただきたいというふうに思っております。

委員長 よろしいでしょうか。副町長。

副町長 ちょっと補足させていただきたいと思います。このトマトジュースの工場、平成11年に確か整備をして、国の補助を受けて山村特待の補助を受けて整備をしたという経緯がございます。この補助申請時に、基本的には町が管理を農協に委託するという申請の仕方をしてるんで、国の指導で、当然管理委託するんであれば管理委託料を支払いなさいというそういう国からの指導をもって、こういう予算計上をしているということになっております。実質的には先ほど、庄野課長が説明したとおり、土地建物貸付料含めて農協からいただいているということになっております。以上でございます。

委員長 ほかございませんか。なければ、本日の会議はこれで散会といたします。明日12日は、午前9時半から委員会を再開いたしますので、定刻までにご参集願います。本日は、まことにありがとうございました。

(散会 午後 3時45分)

